

官報

号外 昭和二十三年十二月二十三日

○第四回衆議院會議錄第二十号

昭和二十三年十二月二十二日(水曜日)
議事日程 第十九号

午前零時五分開議

第一 議員外崎千代吉君懲罰事犯の件

第二 製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した事件

日程第一 議員外崎千代吉君懲罰事犯の件

日程第二 製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

大藏省預金部特別會計外二特別會計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般會計から繰入る繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

復興金融庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(大藏委員提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(參議院提出)

未復員者給與法の一部を改正する法律案(參議院提出)

昭和二十三年度一般會計予算補正(第二号)

昭和二十三年度特別會計予算補正(特第二号)

蚕糸業安定緊急対策に関する決議案(松崎朝治君外十六名提出)

課税適正化に関する決議案(佐々木秀世君外七名提出)

議場内肅正に関する決議案(戸叶里子君外十二名提出)

供出と農業課税減免に関する緊急質問(的場金右衛門君提出)

炭鉱國管問題に関する緊急質問(花月純誠君提出)

經濟安定九原則に関する緊急質問(平川篤雄君提出)

議事進行に関する發言

政黨献金の法律上の解釈に関する緊急質問(猪俣浩三君提出)

農地改革に関する緊急質問(八百板正君提出)

農産物價格に関する緊急質問(矢後嘉藏君提出)

ジフテリア予防接種事件に関する山崎君の緊急質問に対する内閣總理大臣臨時代理林厚生大臣の答弁

政界浄化と選挙取締りに対する緊急質問(本藤恒松君提出)

單一爲替レート設定に関する緊急質問(川合彰武君提出)

午後五時一分開議
○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

第一 議員外崎千代吉君懲罰事犯の件

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、議員外崎千代吉君懲罰事犯の件を議題といたします。外崎千代吉君の退席を求めます。懲罰委員長長の報告を求めます。明禮輝三郎君。

議員外崎千代吉君懲罰事犯の件(議長報告) 昭和二十三年十二月十八日の本會議において議員外崎千代吉君が懲罰の宣告に従わず陳謝文の朗読を拒否したことは院議を無視したものと認め、同君に対し國會議法第二百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと議決した。

右陳謝文案を添え報告する。
昭和二十三年十二月二十日
懲罰委員長 明禮輝三郎
衆議院議長松岡駒吉殿
陳謝文案

私こと昭和二十三年十二月十一日の本會議におきましての討論中、不穩当な言辭をいたしましたにつきまして、國會議法第二百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ぜられておりましたところ、昭和二十三年十二月十八日の本會議に議長より右陳謝の意を表するよう命ぜられたに拘らず、院議に従わなかつたため再び懲罰委員会に付せられましたことは、洵に議員として申訳のないこととであります。

ここに改めて陳謝の意を表します。
私こと昭和二十三年十二月十一日の本會議におきまして、政、財、官界の徹底的肅正に関する決議案に対する討論中、個々の議員の名譽に關し、或は公党の面目に關し、不用意の内に議員として穩當を欠き、議員自らを侮辱するが如き發言をいたしましたことは、議員の職分に顧みて慚愧の至りに堪えません。謹んで誠意を以ちまして、衷心より陳謝いたします。

〔明禮輝三郎君登壇〕
○明禮輝三郎君 ただいま議題となりました議員外崎千代吉君懲罰事犯の件について、簡単に委員会の経過及び結果について御報告申し上げます。
本件は、去る十八日、議長から本委員會に付託せられたのであります。委員會は、二十日に會議を開きまして、議長からの説明はこれを省略いたし、委員長において速記録に基き説明を了した後、事犯者外崎千代吉君の身上弁明を開きました上、種々協議いたしました結果、全会一致をもちまして、議員外崎千代吉君に対し國會議法第二百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと決した次第であります。今、委員會において起草いたしました陳謝文案を朗読いたします。

年十二月十八日の本會議に議長より右陳謝の意を表するよう命ぜられたに拘らず、院議に従わなかつたため再び懲罰委員会に付せられましたことは、洵に議員として申訳のないこととであります。

ここに改めて陳謝の意を表します。
私こと昭和二十三年十二月十一日の本會議におきまして、政、財、官界の徹底的肅正に関する決議案に対する討論中、個々の議員の名譽に關し、或は公党の面目に關し、不用意の内に議員として穩當を欠き、議員自らを侮辱するが如き發言をいたしましたことは、議員の職分に顧みて慚愧の至りに堪えません。謹んで誠意を以ちまして、衷心より陳謝いたします。

〔明禮輝三郎君登壇〕
○明禮輝三郎君 ただいま議題となりました議員外崎千代吉君懲罰事犯の件について、簡単に委員会の経過及び結果について御報告申し上げます。
本件は、去る十八日、議長から本委員會に付託せられたのであります。委員會は、二十日に會議を開きまして、議長からの説明はこれを省略いたし、委員長において速記録に基き説明を了した後、事犯者外崎千代吉君の身上弁明を開きました上、種々協議いたしました結果、全会一致をもちまして、議員外崎千代吉君に対し國會議法第二百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと決した次第であります。今、委員會において起草いたしました陳謝文案を朗読いたします。

〔明禮輝三郎君登壇〕
○明禮輝三郎君 ただいま議題となりました議員外崎千代吉君懲罰事犯の件について、簡単に委員会の経過及び結果について御報告申し上げます。
本件は、去る十八日、議長から本委員會に付託せられたのであります。委員會は、二十日に會議を開きまして、議長からの説明はこれを省略いたし、委員長において速記録に基き説明を了した後、事犯者外崎千代吉君の身上弁明を開きました上、種々協議いたしました結果、全会一致をもちまして、議員外崎千代吉君に対し國會議法第二百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと決した次第であります。今、委員會において起草いたしました陳謝文案を朗読いたします。

〔明禮輝三郎君登壇〕
○明禮輝三郎君 ただいま議題となりました議員外崎千代吉君懲罰事犯の件について、簡単に委員会の経過及び結果について御報告申し上げます。
本件は、去る十八日、議長から本委員會に付託せられたのであります。委員會は、二十日に會議を開きまして、議長からの説明はこれを省略いたし、委員長において速記録に基き説明を了した後、事犯者外崎千代吉君の身上弁明を開きました上、種々協議いたしました結果、全会一致をもちまして、議員外崎千代吉君に対し國會議法第二百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと決した次第であります。今、委員會において起草いたしました陳謝文案を朗読いたします。

〔明禮輝三郎君登壇〕
○明禮輝三郎君 ただいま議題となりました議員外崎千代吉君懲罰事犯の件について、簡単に委員会の経過及び結果について御報告申し上げます。
本件は、去る十八日、議長から本委員會に付託せられたのであります。委員會は、二十日に會議を開きまして、議長からの説明はこれを省略いたし、委員長において速記録に基き説明を了した後、事犯者外崎千代吉君の身上弁明を開きました上、種々協議いたしました結果、全会一致をもちまして、議員外崎千代吉君に対し國會議法第二百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと決した次第であります。今、委員會において起草いたしました陳謝文案を朗読いたします。

〔明禮輝三郎君登壇〕
○明禮輝三郎君 ただいま議題となりました議員外崎千代吉君懲罰事犯の件について、簡単に委員会の経過及び結果について御報告申し上げます。
本件は、去る十八日、議長から本委員會に付託せられたのであります。委員會は、二十日に會議を開きまして、議長からの説明はこれを省略いたし、委員長において速記録に基き説明を了した後、事犯者外崎千代吉君の身上弁明を開きました上、種々協議いたしました結果、全会一致をもちまして、議員外崎千代吉君に対し國會議法第二百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと決した次第であります。今、委員會において起草いたしました陳謝文案を朗読いたします。

〔明禮輝三郎君登壇〕
○明禮輝三郎君 ただいま議題となりました議員外崎千代吉君懲罰事犯の件について、簡単に委員会の経過及び結果について御報告申し上げます。
本件は、去る十八日、議長から本委員會に付託せられたのであります。委員會は、二十日に會議を開きまして、議長からの説明はこれを省略いたし、委員長において速記録に基き説明を了した後、事犯者外崎千代吉君の身上弁明を開きました上、種々協議いたしました結果、全会一致をもちまして、議員外崎千代吉君に対し國會議法第二百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと決した次第であります。今、委員會において起草いたしました陳謝文案を朗読いたします。

〔明禮輝三郎君登壇〕
○明禮輝三郎君 ただいま議題となりました議員外崎千代吉君懲罰事犯の件について、簡単に委員会の経過及び結果について御報告申し上げます。
本件は、去る十八日、議長から本委員會に付託せられたのであります。委員會は、二十日に會議を開きまして、議長からの説明はこれを省略いたし、委員長において速記録に基き説明を了した後、事犯者外崎千代吉君の身上弁明を開きました上、種々協議いたしました結果、全会一致をもちまして、議員外崎千代吉君に対し國會議法第二百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと決した次第であります。今、委員會において起草いたしました陳謝文案を朗読いたします。

私こと昭和二十三年十二月十一日の本會議におきましての討論中、不穩当な言辭をいたしましたにつきまして、國會議法第二百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ぜられておりましたところ、昭和二十三年十二月十八日の本會議に議長より右陳謝の意を表するよう命ぜられたに拘らず、院議に従わなかつたため再び懲罰委員会に付せられましたことは、洵に議員として申訳のないこととであります。

ここに改めて陳謝の意を表します。
私こと昭和二十三年十二月十一日の本會議におきまして、政、財、官界の徹底的肅正に関する決議案に対する討論中、個々の議員の名譽に關し、或は公党の面目に關し、不用意の内に議員として穩當を欠き、議員自らを侮辱するが如き發言をいたしましたことは、議員の職分に顧みて慚愧の至りに堪えません。謹んで誠意を以ちまして、衷心より陳謝いたします。

〔明禮輝三郎君登壇〕
○明禮輝三郎君 ただいま議題となりました議員外崎千代吉君懲罰事犯の件について、簡単に委員会の経過及び結果について御報告申し上げます。
本件は、去る十八日、議長から本委員會に付託せられたのであります。委員會は、二十日に會議を開きまして、議長からの説明はこれを省略いたし、委員長において速記録に基き説明を了した後、事犯者外崎千代吉君の身上弁明を開きました上、種々協議いたしました結果、全会一致をもちまして、議員外崎千代吉君に対し國會議法第二百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと決した次第であります。今、委員會において起草いたしました陳謝文案を朗読いたします。

〔明禮輝三郎君登壇〕
○明禮輝三郎君 ただいま議題となりました議員外崎千代吉君懲罰事犯の件について、簡単に委員会の経過及び結果について御報告申し上げます。
本件は、去る十八日、議長から本委員會に付託せられたのであります。委員會は、二十日に會議を開きまして、議長からの説明はこれを省略いたし、委員長において速記録に基き説明を了した後、事犯者外崎千代吉君の身上弁明を開きました上、種々協議いたしました結果、全会一致をもちまして、議員外崎千代吉君に対し國會議法第二百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと決した次第であります。今、委員會において起草いたしました陳謝文案を朗読いたします。

〔明禮輝三郎君登壇〕
○明禮輝三郎君 ただいま議題となりました議員外崎千代吉君懲罰事犯の件について、簡単に委員会の経過及び結果について御報告申し上げます。
本件は、去る十八日、議長から本委員會に付託せられたのであります。委員會は、二十日に會議を開きまして、議長からの説明はこれを省略いたし、委員長において速記録に基き説明を了した後、事犯者外崎千代吉君の身上弁明を開きました上、種々協議いたしました結果、全会一致をもちまして、議員外崎千代吉君に対し國會議法第二百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと決した次第であります。今、委員會において起草いたしました陳謝文案を朗読いたします。

〔明禮輝三郎君登壇〕
○明禮輝三郎君 ただいま議題となりました議員外崎千代吉君懲罰事犯の件について、簡単に委員会の経過及び結果について御報告申し上げます。
本件は、去る十八日、議長から本委員會に付託せられたのであります。委員會は、二十日に會議を開きまして、議長からの説明はこれを省略いたし、委員長において速記録に基き説明を了した後、事犯者外崎千代吉君の身上弁明を開きました上、種々協議いたしました結果、全会一致をもちまして、議員外崎千代吉君に対し國會議法第二百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと決した次第であります。今、委員會において起草いたしました陳謝文案を朗読いたします。

〔明禮輝三郎君登壇〕
○明禮輝三郎君 ただいま議題となりました議員外崎千代吉君懲罰事犯の件について、簡単に委員会の経過及び結果について御報告申し上げます。
本件は、去る十八日、議長から本委員會に付託せられたのであります。委員會は、二十日に會議を開きまして、議長からの説明はこれを省略いたし、委員長において速記録に基き説明を了した後、事犯者外崎千代吉君の身上弁明を開きました上、種々協議いたしました結果、全会一致をもちまして、議員外崎千代吉君に対し國會議法第二百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと決した次第であります。今、委員會において起草いたしました陳謝文案を朗読いたします。

〔明禮輝三郎君登壇〕
○明禮輝三郎君 ただいま議題となりました議員外崎千代吉君懲罰事犯の件について、簡単に委員会の経過及び結果について御報告申し上げます。
本件は、去る十八日、議長から本委員會に付託せられたのであります。委員會は、二十日に會議を開きまして、議長からの説明はこれを省略いたし、委員長において速記録に基き説明を了した後、事犯者外崎千代吉君の身上弁明を開きました上、種々協議いたしました結果、全会一致をもちまして、議員外崎千代吉君に対し國會議法第二百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと決した次第であります。今、委員會において起草いたしました陳謝文案を朗読いたします。

〔明禮輝三郎君登壇〕
○明禮輝三郎君 ただいま議題となりました議員外崎千代吉君懲罰事犯の件について、簡単に委員会の経過及び結果について御報告申し上げます。
本件は、去る十八日、議長から本委員會に付託せられたのであります。委員會は、二十日に會議を開きまして、議長からの説明はこれを省略いたし、委員長において速記録に基き説明を了した後、事犯者外崎千代吉君の身上弁明を開きました上、種々協議いたしました結果、全会一致をもちまして、議員外崎千代吉君に対し國會議法第二百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと決した次第であります。今、委員會において起草いたしました陳謝文案を朗読いたします。

二條第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと議決いたしました。よつて議長は、外崎千代吉君に對し公開議場において陳謝の意を表すべきことを命じます。外崎千代吉君、登壇を求めます。

〔おらないと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 外崎千代吉君に對し陳謝の意を表することを命ずるのでありますが、外崎君が出席いたしておりませんから、適當の機会に議長よりこれを命じます。(拍手)

第二 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第二、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長島村一郎君。

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律(昭和二十三年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

政府製造たばこの價格表をきんしの欄の「一円」を「一五円」に、みのりの欄の「一〇円」を「一五円」に、のぞみの欄の「九円」を「一二円」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔島村一郎君登壇〕

○島村一郎君 ただいま議題となりました製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案について、委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。本改正案は、きんし十本当り現行十一円を十五円に、みのり十グラム当り十円を十五円に、のぞみ十グラム当り九円を十一円にそれぞれ値上げし、専賣資金を確保いたさんとするものであります。

本案については、去る一日提案理由の説明を聴取し、七日より数回にわたる審議いたしました。この間委員諸君よりは、今回の値上げと予算との關係を初め、たばこの品質、價格及び配給操作等をめぐつて種々論議されました。

かくて、二十日討論に入り、民主自由党を代表して宮崎委員は賛成意見を述べられ、社会党の重井委員、國民協同党の河野委員、社会革新党の本藤委員、労働農民党の堀江委員は、それぞれ各党を代表して反対の意見を述べられました。次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

簡便でございますが、以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。

す。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、復興金融庫法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長島村一郎君。

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、復興金融庫法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長島村一郎君。

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

復興金融庫法の一部を改正する法律案
復興金融庫法の一部を改正する法律案

復興金融庫法(昭和二十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三條及び第四條第一項中「千三百五十億円」を「千四百五十億円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

復興金融庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔島村一郎君登壇〕

○島村一郎君 ただいま議題となりました大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案について、委員長の報告を求めます。

本案は、政府職員に対する今回の給與水準改善等に伴ひ生ずる食糧管理特別会計、國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計の昭和二十三年度における歳入不足は、これらの各会計の収支の状況に類ひ一般会計から補正する必要があります。また大蔵省預金部特別会計の收支の状況に類ひ、同会計の歳入不足を補正するための一般会計からする繰入金の

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

入れの限度額を減額したとすると、九日質疑に入り、特別会計の独立採算制及び予算審議との関係等について政府の意向をただし、二十二日、討論を省略し採決に入りしたが、起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次に、復興金融庫法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

復興金融庫の資本金は、去る七月、九百億円より千三百五十億円に増加いたしましたのでありますが、本年度末までの所要資金をまかなうために、今回さらに百億円を増加して、資本金を千四百五十億円といたしたいというのが、本改正案の要旨でありまして、去る一日提案理由の説明を聴取し、九日より五回にわたって審議いたしました。

委員会においては、本案の重要性にかんがみ、その審議にあたっては慎重を期し、資料の要求はもちろぬ、委員諸君と政府委員との間には終始熱心なる質疑応答がかわされましたが、最も論議の焦点となりましたものは、復興金融庫の機構改革並びに金庫融資の回収状況等についてでありまして、それらに政府委員より答弁がございましたが、これは速記録に譲りたいと存じますが、またこの間、十日には懇談会を開き、基本的な問題をめぐって思慮なき意見の交換を行いましたことを、つけ加えておきます。

かくて二十二日、ほとんど論議も盡され、ただちに討論に入りましたが、民主自由党を代表して宮崎委員は賛成

の意見を、社会党代表の佐藤委員は復興金融庫の改組を条件として賛成されました。また社会革新党の本藤委員は、第三條及び第四條第一項中「千四百五十億円」とあるは千四百億円にすべきであるとして反対の意見を述べられ、労働者農民党の堀江委員は反対の意見を述べられました。次いで採決に入りましたが、原案は多数をもつて可決されました。

右、御報告申し上げます。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。本藤恒松君。

○本藤恒松君(登壇) ただいま上程になりました復興金融庫法一部改正案に對し、私は、この一千三百五十億円を一千四百五十億円に改めるという政府原案に對し、その総額を一千四百億円にするという修正をいたしましたと思うのであります。その理由は、健全財政を確立するために、政府の申されるのでは、その百億円のうち、市中銀行より五十億円は募集ができる、あとの五十億円は日本銀行に引受けてもらうというのであるから、この五十億円は、結局赤字公債と同じくインフレを助長するものであるから、わが党といたしましては、これを五十億円の増額にしたいと思つてあります。

なお私は、復興金融庫に對しまして、実はこれは日本の基礎産業の再建といたして、石炭、肥料、鉄鋼という重点産業に主として融通されておるのであります。石炭は数年後にはだんだんと日本の埋蔵量も少くなるのでありますから、このほかに、日本の現在においては、あとの増産であるとか、または加工であるとか、いわゆる天然ガスの利用であるとか、なおまた電源開発であるとか、かよりの方面にやはり復興金融資金を融通して、日本の再建をはからなければならぬと思つてあります。なお肥料という問題に對し、現在の化学肥料に重点を置くよりも、いわゆる畜産肥料を奨励いたして、たとえば高冷地帯の日本全山の草を、あるいは肉とし、あるいは乳とし、なおこれを……

○議長(松岡駒吉君) 本藤君、ちよつと御注意申し上げます。反對討論の發言を許可したものであります。修正の說明を許したのではないのであります。従つて用語に御注意を願ひます。

○本藤恒松君(續) その肥料をやはり増産して、日本の食糧問題、將來農村のあらゆる問題を解決したい、この方面にも、やはり復興金融の融通をわれわれは希望するのであります。

なお、この運営につきまして最も遺憾な点は、回収の点が実に怠慢といふか、いわゆる復興金融における政府諸君が実に怠慢しておることを遺憾に思ふのであります。政府の報告の表から見ても、運轉資金の回収が実に悪い。ただ悪いだけでは済むなら、何も私は反對したすのではありませんが、この回収の悪いといふことは、一つは復興金融庫の金を利用する一般の國民の頭は、復興金の金は借りれば借りもらいだといふような感を非常に深く持つておるのであります。このために、復興金をめぐるいろいろな醜惡な問題が起きておると、私は考えるのであります。

す。なお、これは、例を申し上げれば昭和電工がその代表であります。これをめぐつて、あらゆる方面にこの問題があると思ひますから、私は、これはただ増額をいいたさないで、すみやかに回収に全力を注いでやつていただきたいと思つてあります。

なおつけ加えて申し上げれば、現在選挙戦に向つておる直前、うわさに聞けば、鉱山関係、肥料に關係のある候補者——むしろ私は復興金融に關係のある者とも言ひたいが、これらの人たちが、選挙前に、すでに立候補の公認やが、選挙に對して、二百万、三百万の金を使つて運動しておるといふことも、うわさによれば聞くのであります。

一般の、要するに國民の中では、そういうことはできないのであります。こういう復興金の金は、ただ借りもらひといふような思想を國民に與えておき、運用がよくないから、こういふいろいろの問題が起るのだと思ひますので、これは、一つは復興金の回収を嚴重に、その内容を調べていたさなければならぬと私は思ひます。

なおまた、復興金には委員制度があります。この委員は、五千万以上は委員会においての決定という権限があるものであります。私は、この五千万以上という特権を委員会に持たすといふことは、結局政治的にこの運用をされることがいかに悪いと思ひますから、この委員会もすみやかに廃して、復興金は復興金の中で業務をいたし、政府は監督すべきであるように、われわれは思ふのであります。

○議長(松岡駒吉君) 本藤君、反對の論旨を明確にして下さい。

○本藤恒松君(續) そのために、復興金の運用に對しましては、今よりもなお國家全産業のため、いわゆる中小企業のため、また農村のため、漁村のため、各般に運用されるように、私は希望いたします。ゆえに、ただいたさるる増額は反對いたしますのであります。

○議長(松岡駒吉君) 堀江實藏君。

○堀江實藏君(登壇) ただいま日程に上つております復興金融庫法の一部を改正する法律案につきまして、労働者農民党を代表しまして反對の討論をいたしたいと思ひます。

復興金融庫は、敗戦後こんととした日本經濟の事情のもとにおいては存在の意義があつたが、現在の事情下においては、まったくその意義を喪失して、私は、まづたくその意義を喪失して、復興金の本質は、國家資金をもち、いわゆる重点産業に融資して、經濟の振興をはかるに目的があるのであります。市中銀行が融資しないような企業に對して、國家資金をもつて金融をするといふことは、まづ第一に企業の國營民主化と國家金融の關連がうまく調整されて初めて可能であつて、現在のようないかなる情勢下における復興金の金融は全然本質から離れてゐるという点について、まづ第一に反對したいのであります。

従つて、これに関連していろいろの不正が起り、特にインフレが進行して行く、そしてまた金融が梗塞してゐるために、市中においても、やみ金融が横行してゐるような時代におきまして、インフレの進行と金融の梗塞から

見て、また私企業に對しての國家金融の本質からいつて、これはたゞもらいであるという考へによつて金融がなされていくという点、從つて世上のうわさによれば、復金の金融については一割、二割のコミッションは當然であるといううわささへ立つてゐるのであります。昭和電工事件を初めとする醜惡な事件が國民の憤激を買つてゐるのは、復金の本質に矛盾があるからだということを斷言し得るのであります。

私は簡単に結論をつけたらと思ひますが、最近經濟九原則が指示されました、そして爲替一本レートを設定するために、九原則が冷嚴なる監督のもとに実行されなければならぬという場合において、日本の經濟の方向は、インフレーション經濟からデフレ經濟の傾向に移行して行くということがはつきりしてゐる現在において、この歴大な復金の金融がはたして回収できるかどうかといふことは、実に重大な問題であります。もしも相當な金額が回収できなかつた場合におきましては、國民の血税によつてこれが償却されなければならぬという意味におきまして、われわれは斷固として反對しなければならぬ。また、その復金の融資に關連しまして重点産業の保護育成がなされていくといふことから、この復金の性格が階級的であることが明瞭になつてゐるのであります。

簡單であります。以上の諸点におきまして、この増資に對しましては斷然反對するものであります。皆様の御賛成を要望いたしまして降壇するものであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず、大藏省預金部特別會計外二特別會計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、復興金融公庫法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(大藏委員長提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、大藏委員長提出、公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。

めめます。よつて日程は追加せられました。

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。大藏委員長島村一郎君。

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

参議院議長 松平 恒雄

○議長（松岡駒吉君） 両案を一括して採決いたします。両案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議事(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて兩案は可決せられました。

昭和二十三年度一般会計予算補正
(第二号)

昭和二十三年
度特別會計
予算補正
(特第二号)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこののちの
際、昭和二十三年年度一般会計予算補正（第二号）及び昭和二十三年年度特別会計予算補正（特第二号）の両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（松岡駒吉君） 今村君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（松岡駒吉君）御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和二十三年度一般会計予算補正(第二号)、昭和二十三年度特別会計予算補正(特第二号)、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員会理事吉米地英俊君。

昭和二十三年度一般会計予算補正

(第二号)に關する報告書

昭和二十三年年度特別會計予算補正

(特第二号)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

苦米地英俊君登壇

○苅米地英後君　ただいま議題となり
ました昭和二十三年度一般会計予算補
正第二号及び昭和二十三年度特別会計
予算補正特第二号について、予算委員
会の審議の経過及びその結果を御報告
いたします。

まず、今回政府より提出せられた昭和二十三年度一般会計予算補正第二号及び昭和二十三年度特別会計予算補正特第二号について、その内容を簡單に申し上げます。

今回の予算補正は、政府職員の給與改善費、災害復旧費等本予算成立後の情勢の変化に対応するため必要とする経費を追加する等の措置を講ずるためのものでありまして、一般会計におきましては、歳入歳出とも補正額五百八十六億八千三百余万円となつております。また特別会計におきましては、歳入

補正額七百三十六億三千二百余万円
歳出補正額七百二十三億三千五百余万円
であります。以上の補正の結果、昭和二十三年度予算額は、一般会計におきましては、歳入歳出ともおの／＼四千七百三十一億四千五百余万円とななり、特別会計におきましては、歳入一兆一千九百三十二億五千余万円、歳出一兆九百六十二億八千五百余万円と相なりまして、一般会計、特別会計を通じて予算純計は、歳入一兆六百三十八億五百余万円、歳出一兆六百億六千五百余万円と相なっております。

次に、一般会計の歳入歳出補正のおもなるものを申し上げますと、歳出におきまして、終戦処理費百二十億円、給與改善費二百六十二億七千八百余万

円、災害復旧費六十億円、價格調整費百十億円、その他合計七百三億五千六百零四万円でありまして、その財源といひましては、租税自然増収四百十億百万円、給與に伴う所得税増加四十六億九千九百七十万円、歳出節約額百九億七千五百零四万円、その他合計七百三億五千六百零四万円と相なつております。次に、この予算案の審議にあたりましては、その緊急なる性格にかんがひ、委員諸君と政府の間には、きわめて熱心なる質疑應答がかわされたのであります。

まず、この追加予算とインフレーションの關係及び今後のインフレーションの見通しはどうか、年末の発券高は三千五百億を越えるのではないかとこの質問に対し、政府側より、最近の通貨膨脹の一原因は、供米の成績好調に伴う政府買入れ代金の支拂い増加に基くものである、最近の物價は横ばい傾向

となつてゐるが、たゞたゞ貸金のみに上乗を續けてゐる、先般生食も増配されたので、この際貸金の安定をはかり、物價と貸金の惡循環を斷つ決意を持つてゐる、この予算は不確実な財源の計上を避けたが、徴税は現在までの実績から見て、おおむね順調の見通しであり、予算通りの収入を期待できる、また明年一月以降は供米代金が激減するので、通貨増発の心配はないと思う、との答弁がありました。

次に、歳入面に関する質疑の若干を申し上げますと、次の通りであります。

第一に、租税の自然増収として四百五十七億圓が計上されたが、現在の租税負担額は、すでに担税能力の限界点

に達していると思われる、この自然増収はいかなる根拠によつたものであるか、またその完全な徴税は困難ではないかとの質問に対して、本年六月當時における國民所得推定額は一兆九千億円であつたが、その後の諸般の事情によつて、十一月物價水準での國民所得は二兆三千九百億円と増加したので、租税の自然増収を計上したのである、現在の徴税実績からすれば、明年四月までには完全に徴税できる見込みである、との答弁がありました。

また、歳出節約額百十億円が計上さ

れているが、これ以上経費削減の余地はないか、行政整理をどうして行わないのかとの質問に対し、政府側より、吉田内閣は合理的行政整理の実施を目的としているが、目下行政機構の簡素化及び失業対策を慎重に検討しているので、明年度には必ず実施できるものと思う、との答弁がありました。

また農民に対する課税方法については政府の見解を求められた。對此しては、政府側より、本年は昨年度のごとき混亂を避けるための施策を講じている、御承知の通り農民の所得の計算は、すこぶる困難であるが、その計算の基礎となる正しい所得を捕捉するため、十分なる指導下に農民から詳細な收支の申告を集める等の方法により、昨年度の弊を取除き、また更正決定についても公正なる運営の方法を検討

し、目下その具体化に努力中である。次に、主食の超過供出分に対しては免税すべきではないかとの質問に対し、

政府側より、超過分の生産に対しては、施肥及び労力等のために特に加重的に必要となつた経費を収入金額から

差引く等の方法によつて税の過重を埋め合せる方針である、との答弁がありました。

また、地方貸付金償還金三十五億圓を計上しているが、地方財政窮乏の現状において、その運用に支障はないかとの質問に対し、政府側より、租税の自然増収による配付税配付金百一億の増額を計上しているので、貸付金を償還しても運営上の支障は起らないと思うが、なお実態調査にも努めているから、その結果を見て政治的に善処したい、との答弁がありました。

次に、歳出に関する質疑について述べますならば、まず第一に、給與の改善案が成立したのであるが、これは当初の提出法案とは異なつた給與ベースを基礎としている、この予算は当然組みかえるべきではないかとの質問に対して、政府側より、政府職員は給與と特別措置費として一括計上してある

り、多少の異動があつても行政指撥で善処できる、また年度末の三月において調整をなすことは今までの慣例であるとの答弁がございました。

災害復旧費につきましては、六十億の予算では少な過ぎると思われるが、政府の復旧対策及びその金融対策いかんとの質問に対しましては、政府側より、六十億円はもう満足な金額ではないが、窮迫した財政の現状にかん

がみ、明年七月の出水期までの應急的措置として計上したものである、なお資金的措置としてはすでに七十四億円の資金の放出を行い、さらに市中銀行の協力をも求めており、日銀に対しては命令を発して、資金融通原則の最

優先順位として取扱うように万全の措置をはかつて、との答弁がありましたが、

は総同盟、全官、國鉄等の労組代表の意見を聴取したものであります。その詳細は速記録に譲ります。

とするのである。また歳入歳出とも不足ではあるが、緊急不可欠の予算であるために賛成。

また、中小企業に対する課税の圧迫は資金繰害を引起し、今次の追加予算の水増し課税は中小商工業者の倒産をも予想せしめるが、政府の中小企業対策と年末の資金対策はいかんとその質問に対し、政府側より、中小企業は全生産高の四六%を占め、全國工場数の九七%を占める重要な地位にあるので、在來の保護救済的な施策を採用しない

國民負担を加重し、また歳出における價格調整費の計上は日本の再建復興を阻害し、健全財政を危うくしているが、現在の社会情勢にかんがみて、九原則にマッチするような政府政策の改善を要求し、予算実行に警告を促して、本補正予算に賛成。

次に、社会革新党を代表して大原博夫君より、此の予算に計上された程度の給與改善費では官吏の最低生活も維持できない、災害復旧費についても不足であり、予算の算定の基礎が不明確であるが、やむを得ざる緊急性を認めて、本補正予算に賛成。

その他賃金ベース、經濟三原則、價格調整費、取引高税、一本爲替レート、船舶運賃補助費、國有鉄道特別会計、講和会議、賠償等の諸問題並びに今般連合軍最高司令官から送られた經濟九原則その他について熱心な質疑應答がかわされたのであります。詳細はこれを速記録に譲りたいと思ひます。

國民協同党を代表し小枝一雄君より、給與改善費については公務員法と一体不可分であり、給與の支給方法については十分であるが、運営のよろしきを得て公務員の生活を擁護すべく、災害に対しては將來に対し善処すべく、また米價の適正をはかり、給與ベースとの均衡を保つように要望して、本予算補正に賛成。

また、新自由党を代表し世耕弘一君より、本予算には國家財政の健全性及び民力涵養の意図がうかがわれ、歳入の稅收等に安易な態度が見られ、官俸統制主義が温存され、公約が予算面に示されていないのは遺憾であるが、緊急性にかんがみ、本補正予算に賛成。

次に公聴会について申し上げます。本追加予算の持つ意義の重要性にかんがみ、慎重審議に資するため、十二月六日公聴会を開き、経営者側より経團連代表を、また中小企業代表として日本商工業會所より、また労働組合より

第一議員俱樂部を代表し織田正信君より、本補正予算には、戦後の政府を通じて一貫して見られる権力統制の性質が現われている、また日本の政治家の言行不一致が示されており、終戦処理費の増額と他の經費との間には均衡がとれていないので、本補正予算に反対。

次に、日本共産党を代表し野坂参三君より、本予算は人民の生活の犠牲において大資本の救済と補強とを策している、本補正予算を返上組みかえを要求。

以上を以て討論を終り、採決に入り、労働者農民党及び日本共産党の返上の動議は否決され、原案が多数をもって本日午後二時四十分可決された次第であります。

以上をもつて報告いたします。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○中原健次君登壇

○中原健次君 ここに議題と相なつております追加補正予算等に対しまして、私は反対をいたすものであります。そして、労働者農民党を代表いたしまして、この追加補正予算の組みかえを政府に要求いたす次第であります。

吉田内閣は、さきの第三回國會において國家公務員法の改正を行ひました。また本第四回國會勢頭におきましては、公共企業体労働関係法の通過を強行いたしました。この二つの法律は、その成立に先だつて、政府職員並びに公共企業体職員の諸君の生活安定のための待遇改善の措置を講ずるといふことが当然であつたのであります。しかるに、ここに遅れて、ようやく待遇改善を含む本予算を上げられたのであります。従つて、この提案理由として、政府は職員の給與水準引上げ並びに災害復旧費等本予算成立後の情勢変化に対応するために云々と、これを説明いたしておるのであります。

しかしながら、この追加予算はきわめて場当たり的なものであり、また、皆さんそのものでございまして、財政經濟の見通しに対し、あるいはまたその計画に対し、何らの関連性を持つこともなく、ただ漠然と編成されておるのであります。このことは、すなわちその日かきぎの無定見をおのづから暴露するものでございします。このようにいたしまして、一般會計においては、本追加予算額七百三十三億圓を含みまして、当初予算と合算いたしますならば四千七百三十一億圓と相なつておるのであります。さらにまた特別會計を合算いたしますと、一兆一千九百三十二億という歴大な特別會計予算の總計に相なつておる次第であります。ここにわれわれが、もう一つ氣づかなければならない問題は、この追加補正予算を上程したその瞬間において、さらに続いて追加予算を予定しなければならぬ事情のあることとされてあります。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。中原健次君。

働者の手元にどれだけの増額がなされるものでございましょうか。その間のトリック的な事情に対して、われわれはきわめて忍耐力を禁じ得ないものがあるものであります。しかも、そのみならず、このペースに間違いを犯して、時間の延長を労働強化を内容として盛り込んでおることが発見されたわけでありまして、これは恐るべき、いわゆる青酸カリの毒素が隠されておるということ、われわれは遺憾ながら指摘せねばならないのであります。

この給與改善費増額が、二百六十億のわく内でやり繰りされることに相なつておるのであります。この結果といたしまして、生計費の必要額をはるかに下まわり、まさに勤労階級はこれのために飢餓線下の生活を約束されるに至つたという事実を見がしてはならないのであります。このようなことでは、遂にその職務能率の向上を期待することがむりであり、また優秀者は、ために忍びがたく、その職場を逃げ出して行くのであります。ようし、あるいはまた、生活のやむを得ざる不可避的な事情として、不正あるいは腐敗の助長されるおそれがないと保証したいのであります。

また、この場合問題になることは、給與額の引上げに伴ひまして当然取上げられなければならない問題に、勤労所得税の免税点引上げその他税の軽減措置がなされなければならないというところであります。これなしには、待遇改善の意味するところは、おそらく何にもならないことに相なるのであります。ことに自然増収の四百十億の見積りの中で、源泉課税の占めます部

分は百八十五億の多額に上つておるのであります。なお、関係公務員の給與改善に伴うね返りのそれは四十八億と見込まれておる次第であります。まことにこれははたしき矛盾であることを考えなければなりません。その他諸税は主として大衆課税により、また申告所得税にいたしまして、勤労者、農民、中小商工業者に対する容赦なき苛斂請求と相なつておるわけでありまして、政府は、この場合大きく目を轉じて、いわゆる負担能力ある階級、すなわち大所得階級に向つて徴税の対策を集中しなければならぬことを、雄弁に教えられる次第でございまして、國民の所得総額が二兆四千億と言われておるが、そのうち租税対象として考えられるものは、ようやく九千億しかない。従つて、残りの部分一兆五千億と予想されるものは、一体どのように今後処理して行こうとするか。われわれは、徴税対象として特にこの点に注目を拂わなければならないことを強調するものであります。

さらに予算の不健全性として、予備費四十五億がまずあげられるのであります。かかる大づかみの計上は、当初予算の予備費二十億に對しまして二・五五倍に當るわけでありまして、財政法第二十四條が申しております予見しがたい予算不足に充てるものとして、その額の内容がはたは多額に過ぎるわけでございます。もつとも、最終の日になつて、この予備費の内訳なるものが発表されました。もとより、その最終日の瞬間のことでありまして、この予備費の内訳をせんとくすることは時間的に困難でございました。

ただ政府は、かくのごとくいたしました。最終日に予備費のつじつまを合せておるにすぎないのであります。すべてが、かくのごとく、その積算の基礎はなほ不明確でありまして、予算民主化に反する最もはたしきものであるといわなければならないのであります。

また、價格調整費百十億がございまして、わが國の現在の生産成績は、昨年の末に比べまして六三%増を示し、これを事変前のそれに比しますならば、六五%という生産成績と相なつておるのであります。インフレの方針によつて、物價高は天井を知らずに高進いたしております。その中に、低賃金と生産増とのいさかいな関連から考えますならば、生産コストははたしきく安く相なつておる次第であります。またこのような関係から、經營側の採算歩どまりは上昇いたしておることを見のがしてはならないのであります。それにもかかわらず、これら特殊大企業に對しまして、國家財政の負担によつて、きわめて当然のごとくこれを援助するの政策に出で、それを続けておるといふことは、われわれ勤労階級の断じて許してはならない一点であると考えておるのであります。

また、似通つたものに船舶運賃補助金がございまして、すなわち、この予算案の中で二十五億を計上しておるのであります。まず補助金を考える前に、この運賃の合理的經營の調整をなせばからぬのであるか。たとえば船主の備船料のごときは、その公共性にかんがみて、これをただちに廃止すべきものであり、そして採算確立のあ

らゆる方途を、まずもつて講じなければならぬと考えるのであります。私どもは、ここに、ただこの中で緊急当面のやむを得ざるものとしてこれに含まれるうち、給與との関連性のある一部分に關しましては、もとよりこれを承認しなければならぬ。だが、これを除く大部分に對しまして、すなわちその補助金の大部分に對して、われわれはあくまでこれを再吟味、再検討しなければならぬことを主張いたしますのであります。

○議長(松岡駒吉君) 中原君、残り時間がきわめてわずかでありまして、

○中原健次君(續) ところが、こればかりではない。軍事公債の利拂い二十億四角がございまして、これはすでに議論済みの問題でありまして、われわれは、これが支拂いを拒否しなければならぬと考えるのであります。ことに、國家財政の緊急を口にする政府は、なぜこれをたな上げせないのか。ここにまた、持てる階級に厚い政策が発見される次第でございまして、私は、ここにさらに災害復旧費六十億について考えたと思ひのであります。これは、その必要額の一五%にか当らぬのでありまして、災害の跡なおなま／＼しい災害の復旧費といたしましては、あまりにも配慮が乏し過ぎる。ことに農林関係にあつては、最低必要額の七十四億に對して十八億の予算にしかたつておらぬのであります。また、農村民主化の施策として農地改革のことが行われておるが、今第二次の徹底を期することは最も肝要なことと考えておるにかかわらず、その経費は、われわれの老慮きわめて薄いために、

このことは依然として放置され、かくのごとき取扱ひ方は、すなわち農地改革を中絶して、むしろ再び農村に保守反動の勢力を温存せんとするのではなにかとの疑ひを持たされる次第でありまして、私どもは、ここに積極的に第二次農地改革をすみやかに徹底せしめ、続いて第三次改革を行わなければならないことを主張いたしますのであります。

また農産物中、ことに米價を生産費を割る安値に押え、農民の勤勞報酬が、そのために千八百円ベースという低賃金計算でしかない状態に相なつておるのであります。さらにまた、消費價格の面は五千三百円を上まわり、消費大衆にその差金の重荷を負わしめておるこの実情を、われわれは見のがすことができないのでありまして、かくのごとき施策は、すなわち大資本に對してはあらゆる方法で國家援助を惜しまぬ一方、これら勤勞大衆に對する配慮のはたはた乏しいというよりも、むしろ配慮のなきことを、われわれは指摘しなければならぬことを遺憾とするのであります。

○議長(松岡駒吉君) 結論を急いで下さい。

○中原健次君(續) なお、地方貸付金の回収三十五億は、地方財政の窮乏せる実情を忘れて、これを配付税から天引せんとしておるのであります。このことは、ひいては地方自治体の確立を阻害するばかりか、直接には地方公務員給與改善を妨げる結果に相なるのであります。回収はしばらくこれを延期すべきものであるということを、私はこの場合特に強く主張いたしておきます。

以上は、きわめて大ざっぱに本追加
予算を検討したわけであり、
が、これを要するに、必至的に來り襲
うであろうとこのより一層かるイン
フレーションの助長情勢と、より深刻
なる大衆生活の窮乏招來の必至とを

補正予算に反対を表明すると同時に、政府は誠実を傾けてこの予算の組みかえの事を強く要求いたしましたして、労働者層民衆を代表して反対の討論を行つたのでございます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 尾崎末吉君。

〔尾崎末吉君登壇〕

○尾崎末吉君 私は、民主自由党を代表いたしました、ここに上程せられました、政府提出にかかる昭和二十三年度一般会計予算補正第三号及び特別会計予算補正第三号、すなわち追加予算案に賛成をいたすものであります。

この追加予算案の実質は、歳入歳出ともに総額五百八十六億余円でありまして、昭和二十三年度本予算総額の一割四分に当るのであります。そのうちのおもなるものは、官吏の現在賃金三千七百九十一円ベースから今回新たに修正決定せられて、昭和二十三年十二月一日から支給すべき六千三百七十七円ベースの差額金二百六十二億四百万

災害復旧費六十億円及び既定経費不足や新規事項の追加にして緊急やむを得ざる最小限度のものであります。

今、この追加予算編成の跡を慎重に検討いたしますに、過去の片山、芦田両内閣における予算編成と異なる特長があるのであります。その第一点

は、現下のわが國の財政政策が特に經濟全般に及ぼす關係の大なるにかんがみまして、財政の健全性を貫いてインフレを收束することの用意と、連合國の対日援助と相まち國民經濟再建の基本的用意とにより、一般会計及び特別会計並びに地方財政を通じて嚴重に收

入と支出との均衡をはかり、ここに經濟三原則並びに去る十八日アメリカ政府からマ元帥を通じて日本經濟の安定自立に關して與えられた九原則を活用することのできる根柢があることであります。

その第二点は、國民が今日極度に生活難にあえぐとき、歳入財源の影響がただちに一般物價に波及して、この上インフレーションを助長することを極

力避けるため、鉄道運賃や通信料金値上げ等の得やすいものに手を触れなかつた点であります。

その第三点は、國民負担の現狀を深く洞察して、その負担が過重にわたらぬ範圍にとどめた点であります。

その第四点は、この予算に盛り入れた官吏の新賃金と民間賃金並びに國民の消費水準とを深く勘案しながら、國家公務員法の改正に伴う官吏の地位尊重のためその待遇を改善し、閑逸して企

業の合理化と勤労者
ある態勢を整えた。

当初この給與ベースは、國家財政の現狀と、一般經濟その他に與える影響等を考へまして、五千三百三十圓といふ、公務員に忍ぶべきを忍んでもら

いながら一意能率の向上と生産の増強とをばかり、遠からずその待遇がさらに上昇することを期するように相なつていたのであります。しかるに、野党側の多くが、これを六千三百七円に引上げべきことを強く要求いたしましたことと、関係有力筋のごあつせんがありましたのちに顧み、これを六千三百七円ペースとしたのでありますが、これが一般産業並びに経済方面へ悪影響を及ぼすことを極力排除するのととも

賃、通信料金、タバコ等の値上げはしなくとも、すなわち間接税が直接税にかわつただけであります。

今日の日本國民は、長期の戦争負担のため重税に苦しめられて來ましたが、敗戦後は、その結果が集中的に表現されて、インフレと物資不足に苦しめられております。しかるに、政治は依然として悪政が続けられてゐるということであり、世の識者は、今日の狀態を許して、清朝末期の現象にさも似たりだと申しております。悪税に苦しめられる國民、國民の汗とあぶらの税金で生活する者が増大しつつあり、しかも、これら官界の腐敗ぶりは、心ある人々の義憤の的となつてゐる狀態であります。しかもなおこの狀態から百八十度の轉換をせんとする努力なくして、旧態依然たる政治の繼續が行われておるといふこと、これがために法律の濫発による極力統制と刑務所の増設をもつておる現状は、まさに惡逆無道の政治と断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

G H Q・E S Sの労働課長でありますヘブラー氏も、日本人民の現在の租税の負担はあまりにも重いのであつて、この上の過重はとうてい実行不可能である、毎日新聞紙上で声明をいたしておるのであります。まさに今日の政治の急務は財政支出を徹底的に削減することにあり、これがためには、官債資本、すなわち國有財産の賣却等、國民の汗とあぶらの税金で生活する人々を必要最小限度にするといふことであると信じます。このことはマ書簡にも明示されておるところであり、吉田内閣もまた民主自由党も常日ごろから

唱えておるところでありながら、依然として野党におつてゐる言葉と、一旦政局に立つて行ふことの内容との相違には、あまりにもだまされて來た國民が、今日また失望を感じようとしておる現状であります。(拍手)重ねて申しますが、直接税と間接税の差を問はず、財源を重税にのみ頼ることなくして、歴大化しつつある官僚資本を民間に賣却し、國民の汗とあぶらの税金によつて生活する人々を必要最小限度にして支出を抑制し、國民を富ますといふことこそ、今日の政治のとるべき措置であると信じます。

反対の第二の理由は、マ書簡九原則の第一項目にもあげられておるが、支出の引締めを行ふことが今日の急務であります。しかるに、ガリ版刷りの大綱のみ示したこの予算の編成の仕方は、この内容を詳細に調べて、それが適當であるかどうか、十分審議することが不可能な狀態に置かれておるといふこと、これは前芦田内閣におきまして、民主自由党自身が強く攻撃したことであり、この点に關しても、依然として旧態依然たる狀態が行われておるといふことでもあります。しかるに、今回の大綱に示された資料をもつていたしまして、十二分にこの支出の適否の判断が期しがたいのであります。

反対の第三の理由は、今回追加いたしました予算のねらつておられますところは、給與の改善と災害の復旧費であります。しかるに、この追加予算に便乗いたしまして、予算の半分以上が終戦処理費等、大半の額が便乗予算として含まれておるといふことでありま

す。これらの理由を、物價騰貴のためであると政府は説明しておるのであります。物價騰貴のためでありますならば、何も終戦処理費等に限るのではなく、米價その他全般にわたる問題であると信じます。しかるに、終戦処理費等一部にのみこのことを追加するといふことは、他の全般にわたつて以上の犠牲を強要することであります。

以上三点、反対の理由を述べまして、第一議員俱樂部として、今回提出された追加予算に對して反対をいたすものであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 勝間田清一君。

○勝間田清一君 私は、ここに上程されました昭和二十三年度一般會計予算補正第二号並びに特別會計特第二号に對しまして、日本社會黨を代表いたしまして、本予算がいわゆる給與の予算であり、同時にこれが災害復旧の予算であるといふ意味において、きわめて重大でありかつ緊急を要するといふ見地から賛成の意を表するものであります。

しかしながら私は、この予算に對して重大な欠陥の多くを指摘せざるを得ないのであります。片山内閣成立以來、われわれは幾多の批判と困難の中に立たせられたけれども、現在におきましては、かつての批判者が今まさに批判される段階に立つておると考えるものであります。しかしながら、われわれは、いたずらに批判のための批判をせんとするものではありません。いかなる内閣が予算の編成に当りましようとも、幾多の困難があることは、わ

れわれは十分にこれを承知いたすものであります。また同時に、われわれがこの予算についてあえて批判せんとするものは、この予算の実行にあたりまして、われわれは重大なる警告をなさんとするものであります。いたずらに、從來吉田内閣が日ごろ豪語しておつたところの、あるいは供米後の自由販賣であるとか、あるいは料飲店の再開であるとかいつたような、ばかげ切つた政策が泡沫に帰したことだけを指摘するものでもありません。(拍手)同時にわれわれは、いわゆる例の小澤國務大臣が、三月一日に、新財源を発見して取引高税を撤廃すると豪語したその事實が、現在まつたく雲散霧消したこととを指摘せんとするものでもありません。(拍手)また、今後のこの予算全体を通じて、常にいわゆる民主自由黨は財源の困難を指摘して参つたけれども、われわれは、数箇月以前においても、民主自由黨の諸君が、農民からどぶろくに課税することによつて百億を徴収する、いわゆるどぶろく課税に對する意見の片鱗をも聞くことのできなかつたといふ事實を指摘せんとするものでもありません。われわれは、むしろ問題はさらにより基本的な点にあると存するものであります。

すなわち、今度の予算の本質というものの中に、給與の予算に對し、また災害復旧の予算に對し、政府はその態度において、眞にこの予算と取組もうとする熱意がないばかりでなしに、むしろ勤勞大衆に對して低賃金を押しつけ、同時に首切りまでも計画している点でありまして、この点を、常に從來政府は、物價と賃金との惡循環

という基礎に立つて主張せられて來た。しかしながらわれわれは、この論拠に對して謙虚に批判しなければならぬと思ふものであります。

言うまでもなく、現在賃金の指數に對して、いわゆる消費者の実効價格の指數は確かに進歩いたしております。それがあるがゆゑに、實質賃金は現在一五九に達していることは當然であります。するけれども、この事實をもつて賃金を押しつけよう、あるいは低賃金にこれをくぎづけしようとする政府の意圖の中には、私は重大なる欠陥二つを指摘せざるを得ないのであります。

一つは、申すまでもなく政府は、現在の勤勞大衆の生活、生計費に關して全然眼をおおつてゐるという事實であります。諸君も御存じの通りに、現在勤勞大衆の實質賃金は、政府の豪語にもかかわらず、戦前のわずかに三八%に過ぎないのであります。しかも勤勞大衆の家計費は、戦前の四六%に過ぎないのであります。何ゆゑに實質賃金が三八%であつて、家計費が四六%であるかといふことは、言うまでもなく現在の實質賃金をもつていたしましては、勤勞者はその日の生活ができないことを意味するものであります。それがあるがゆゑに、勤勞者は自己の着物を賣り、あるいはあらゆる物資を賣つて、たけのこ生活をするにやうつてこれを賄ひ、あるいはまた、いわゆるアルバイトと稱して手内職をすることによつて初めて生活を保つておるのであります。一五九の實質賃金で食えないから、たけのこをやりのが、現在の實際であります。その事實を無視し

て、実質賃金が向上しておるから、その代償に賃金をくづげしようとするこの政府の意図というものは、断じて労働者の受入れるところでないことを、われわれは知るものであります。(拍手)

同時に、かつてエンゲルが、生計費の中で五三%を占むる家計が最も最低の家計であると言つておつたのであります。しかるに、現在政府が豪語しておる実質賃金の水準をもつていたしましても、実に六五・七%にこれが当るという事実でありまして、現在の家計の実態を見ますならば、われわれは断然たゞざるを得ないのが事実だと考えるものであります。

しかもわれわれは、こういつた家計や、そういった実態を見るだけでなしに、逆にわれわれは、現在の企業の実態を見なければならぬと存するものであります。先ほど来の弁士もいわれました通りに、現在の日本の生産額は、御案内の通りに、昨年の一―三ヶ月を一〇〇にいたしますならば、生産量は三一一に現在到達いたしております。しかるにもかかわらず、勤労者の雇用量は、昨年の一〇〇に対して現在一〇〇を占むるに過ぎません。一人当りの労働の生産性は、確実に向上をいたしております。従つて、一単位の中に占むるところの労働の賃金量というものは、昨年の一―三ヶ月を一〇〇にいたしますと、本年はわずかに七〇%、七割を上つておるにすぎないのであります。しかるに、企業者が賣るところの生産物の実質価格指数におきましては、実に三一一に上つておるのであります。すなわち、生産物の価格に対して、むしろ賃金は下まつておるといふ実情を、われわれは無視して考えることはできないのであります。(拍手)

かかる事実を無視して、労働者、勤労大衆に対して低賃金を押しつけ、さらにわれわれは、首切りまでも用意するところの政府に対しては、断固反対せざるを得ないのであります。(拍手) われわれは、六千三百七十四案に対して、これが完全なる支給を望むことを強く要望するものであります。それと同時に、大量餓首に対しては、われわれは断固これに反対することを、ここに誓うものであります。

さらにわれわれの考えるべき事柄は、このたびの災害復旧費に対してであります。常に農民の諸君は、あるいは租税恐慌に、あるいはすべての農業恐慌に見舞われておるにもかかわらず、これに対するいわゆる自然増収八十四億を見積つた。にもかかわらず、災害復旧費に対しては、わずかに六十億しかこれを見積つていたのであります。これは言うまでもなく、現在の資材をもつていたしましても、九十億に匹敵する予算は当然計上せらるべきであります。われわれは、現在の吉田内閣が、一見農民の味方であるがごとくよそおひながら、事實は農民に対する搾取者であることを、反対者であることを、指摘せざるを得ないのであります。(拍手)

次にわれわれの指摘しなければならぬ問題は、先ほど尾崎末吉氏が、口をきわめて本予算の健全性を主張せられた。われわれは、これに対して遺憾ながら反対せざるを得ないのであります。(拍手) この事実を、ここにわれ

われは積極的に示すでありましょう。すなわち政府は、一般会計において収入五百八十六億八千万円を見積つておるのでありますけれども、これに対する所得税の自然増収三百七十億円という数字を見積つております。その収入は、全収入に対して六割三分を占めております。そうして政府は、國民所得を二兆三千九百億円と見積り、國稅負担を一七・二%に見積つておりますけれども、われわれの討論の経過におきましては、いわゆる國民所得を合せたのではなくて、租税に折合ひような分配、國民所得を計上したという実情にあると信ずるものであります。(拍手) 水増し予算という言葉があるならば、これこそ実に水増し予算の実体であると語りべきであります。

しかも政府は、先ほど申しした通りに、農民に対する重税を課しており、さらに勤労大衆に対しては、合計二百三十一億七千万円の、いわゆる勤労所得の自然増収を見積つていたのであります。よく現在口を開けば、二百六十二億円の予算を計上することは國民に対して非常な大きな犠牲をしいると主張しておつたけれども、この勤労所得に対するはね返りや、源泉課税の増収分二百三十一億というものは、官吏の給與改善費の二百六十二億に匹敵する数字であります。勤労者から税金をとつて他の勤労者に與えて行くといふ欺瞞政策以外の何ものでもない。

しかるにわれわれは、これらの一切のものを、いわゆる脱税捕捉に持つて行くことを主張するものであります。すなわち、四百十億の自然増収を見積つてする政府でありますけれども、それが徴収に對しましては、いわゆる脱税捕捉に行くべきであると信ずるものであります。昨年七月から、もし現在の所得税の捕捉率四割のものを六割に増大することにしたとしたならば、五十万円以上の高額の所得者から、三百八十億円の税収を得ることを知るものであります。單に、この所得税の自然増収、なかなか農民に対する税の実施というものについては、これの実行の上におきまして、すべてこれらを軽減し、同時に脱税者にこれを完全振向けることを、われわれは要求するものであります。(拍手)

またわれわれは、それ以外に考えることは、現在の政府が、國立病院における自然増収を十五億四角見積るとか、あるいは超過電力料金を十億四角見積るとか、あるいは地方財政の返還金を三十五億四角見積るとか、これらすべての点を合せますならば、われわれは、その収入の面において決して健全財政と認めることは断じてできないのであります。

さらにこの事柄は、次の問題を考えることによつて明確になるのであります。それは言うまでもなく、本予算案が、尾崎末吉氏の言うがごとくに、いわゆる経済の三原則に合ひ、マ書簡の九原則に合ひかのごとき観を呈しておるのでありますけれども、この關係には絶対に賛成するわけには参らぬのであります。

今度の予算が第二次追加予算を必至とするものであるということは明確であります。すでに、本予算案に計上せられなかつたところの鉄道及び通信会計における赤字三十五億、公園の赤字

二十億、その他の特別会計十億、あるいは補給金の赤字八十億、あるいは必要やむを得ざる新規事業二十億、その他合計いたしまして三百七十億というものを除外し、それにはおかわりをして、本予算というものを計上いたしたのであります。鉄道その他の特別会計の赤字を放棄して、その上に予算を計上しておるところのこの予算を、われわれは健全財政といふこともできなければ、インフレーションのための予算と断定することは絶対にできないものと信ずるものであります。(拍手) われわれは、同時にこのことは、次の物價引上げを含んでおるものと考えるのであります。いわゆる尾崎氏は、物價引上げを含まない予算であると言ひけれども、すでに鉄道や通信やその他の特別会計の膨大な赤字を含んでおるのであります。したがって、次の機運におきましては、いかに民主自由黨の諸君が希望しようとも、鉄道、通信や計の赤字克服の問題は、重要な問題としておろいかぶさつて来るに違ひないのであります。

またわれわれは、補給金八十億の問題につきましても、同様のことがいひ得られるものと存するのであります。また現に、本年度における予算を見れば明確であります。本予算のうちで、石炭関係のみをもつていたしまして三十九億五千万円を計上しておるではありませんか。いわゆる北海道の暖房用炭、炭鉱労働者の賃金のはね返り、石炭業の生産奨励金、あるいは北海道の地区炭鉱の従業員手当等々の、当然に補給金として出しておるところのこれらのものを、いかに処理して行くか

という問題は、これは物價を考慮せずしては処理できないものと信ずるのであります。

われ／＼が眞に考える事柄は、特別会計や一般重要産業における処置を全然はおかむりしたところの予算であるがゆえに、これは物價を上げず、赤字融資をせず、補給金を出さずというこの三原則に対して一致する予算であると思ふものであります。また事実吉田内閣は、脱税を捕獲し、脱税者を厳罰にすると、また價格・配給計画を強化して、これが範圍を拡張するとか、すべて政府においては実に困難な問題が山積してあるけれども、これらの九原則に対して、いかにこれを好意的に考へても、吉田内閣はその責任をとることは絶対に不可能とわれ／＼は予測せざるを得ません。

われ／＼は、これらの以上の諸点について幾多の困難を指摘し、幾多の点についてこれを批判して参つたのでありますけれども、われ／＼は、現在の実施と將來の計画において、それらを十分取り入れられることを希望するものであります。しかしながら、現にこれらに対して、われ／＼があえて賛成せんとするところのものは、言うまでもなく、先ほど来申しした通りに、われは、現在の給與予算というものは勤労大衆の年末を控えての切実なる要求であるばかりでなしに、また災害の復旧費が同様の緊急性にあるにかながみまして、現在單に反対するがための反対は実に簡單であると存するものであります。われ／＼は、從來まで幾多の批判は聞いて来たけれども、批判に

到達するところの努力と熱意とを失つたところの政界に対しては、われ／＼は、これをまことに批判せざるを得ないものと信ずるのであります。(拍手)

われ／＼は、門前において説教することはできる。しかし、いかにしてそれを実現するかに對する熱意と責任とを持たざるどころの政界に対しては、われわれは遺憾ながら賛成することはできないのであります。われ／＼は、最大可能の熱情と最大可能の誠意を傾けてこの予算を成立させることの努力をここに要望して、われ／＼代表の討論を終るものであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 野坂参三君。

〔野坂参三君登壇〕

○野坂参三君 私は、日本共産党を代表しまして、本補正予算案を返上し、その組みかえを主張するものであります。

政府の説明するところによれば、この補正予算案は官公吏その他の給與改善と災害復旧を中心とするものであると言つてゐる。しかるに、その實際の内容を見たとき、その名目とはまつたく異なつて、政府は一方では官公吏、電通、海運、石炭、非鉄金属、纖維などの従業員に対して現実に食えない低賃金を押しつけておきながら、他方では、大資本に対しては補給金の名で莫大な補助を續けておるのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

しかも、それらの負担を、労働者ももちろん、農民、中小商工業者に対する苛徴請求に求め、まつたく大資本擁護のための一方的收奪を企ててゐることは、きわめて明瞭であります。共産党は、勤労大衆の生活安定と経済の自主

的再建を阻害するこのような欺瞞的予算には、絶対に反対せざるを得ないのであります。私は、以下十点にわたつて反対の理由を申し述べたいと思ひます。

第一に、われ／＼は適正價格による完全配給を基礎とする最低賃金制の確立を主張するものであります。さしあたつて官公吏の給與は、手取り七千三百円を八月にさかのぼつて支給し、十一月以降は、さらに物價水準にスライドして九千七百七円を支給すべきである。また政府が、四月から三箇月間給與改訂を故意に遅らしたために生じた赤字補給金として、二・八箇月分を即時支拂うべきことを、われ／＼は主張するものであります。

第二点、かかる今回の六千三百七円案は、約一時間半の労働時間を延長し、さらに現物給與を差引いてゐる。そのほか超過勤務手当などの既得権を削減し、労働基準法以下の賃金引下げを企てる奴隷的賃金案であります。從來の基準に換算すれば、現物給與差引を別にしても、實質的には五千二百円にしかすぎないのであります。このような低賃金政策こそ、生産意欲を失わせ、経済復興を阻害するところの根本原因であります。しかるに政府は、人件費があたかも膨大予算と重視の原因であるかのごとくに逆宣傳を行い、官公吏六十万の首切り、行政整理を強行しようとしてゐるのであります。しかし、實際には人件費は、一般及び特別会計を合せた歳出の一二％であり、事業会計を除けば、わずかに九・四％にすぎないのであります。

第三点は、手取り七千三百円支給に

必要な経費並びに窮乏せる地方財政を救済するに必要な全額國庫負担額を合計すれば、約一千三百億円であります。この財源は、第一に大資本家救済費を根本的に削減すること、第二に、大口脱税を徹底的に民主的な方法によつて徴収することによつて、容易にまかなうことができるのであります。(具體的にどういうふうにするんだ)と呼ぶ者あり) 共産党が政府をつくれれば必ずやつて見せる。

第四点、農民は事前割当と強権供出の重圧に悩んでゐるばかりではない。政府の低賃金政策によつて、大衆の購買力が枯渇してしまつたために、農産物のマル公割れは、今や全般化しております。この農民の窮狀に對し、政府は何らの措置を講じてゐない。その上、さらに農地委員会の經費さえも一銭も計上してゐない。現在農地委員会は、当初予算の經費だけでは職員待遇にも事欠き、また實際上定員以上の人員をもつて事務の滞滯と闘つてゐる実情をまつたく無視して、農地委員会の活動を財政面から締め出してあります。これは事實上農地改革の打切りにひとしいものであり、また政府は、十一月の物價水準を認めながら、米價を生産費以下にすえ置いておるのであります。

第五点には、中小商工業者もまた同じく政府の低賃金政策による賣れ行き不振に悩まされております。しかるに政府は、この窮狀に對し救済措置を講じてゐない。その上、爲替レートとして企業整理を強行しようとしており、商工大臣は、引合われない企業はつぶしてしまつてもよいとまで公言してゐるのであります。

第六点、以上の收奪政策の上、さらに重税が人民の上にのしかかつてゐる。すなわち政府は、勤労者、農民、中小商工業者の生活がまつたく破綻しておる事實を無視して、実に生活費に食い込む重税を課しておる。これは明らかに不当である。人民の税負担はすでに限度を越えてゐる。われ／＼の計算によれば、直接・間接・地方税を合計すれば、当初予算だけでも収入の約七割に及んでゐるのであります。しかるに政府は、今度の追加予算では、さらに水増しを強め、源泉所得税は当初に比し六一％増し、申告分も二三％増しの重税を準備してゐる。また、勤労所得税は歳入の四八％を占め、農民、中小商工業者に対する天くんだり更正決定も、いよ／＼強化されようとしております。これに反し、約数千億に達する大口脱税はまつたく徴收されてゐないありさまであります。

第七点として、地方財政に對しては、窮乏その極に達しておる事實を認めない。その上に、三十五億円の償還金を取立てようとしてゐる。また、本来全額國庫負担とすべき六・三制その他の經費も依然として地方に押しつけ、特に六・三制の施設費は、全然予算に計上してゐないのであります。

第八点、かくのごとく人民に對しては低賃金と首切り、企業整理と重税の收奪政策を強化してゐるのに引きかえ、大資本だけに對しては補給金その他の救済補強政策をとつてゐる。價格補給金一つをとつてみても約六百六十億の巨額に上つております。政府の説明によれば、いわゆる給與改訂のため

と称する百十億の價格補給金の内訳について、政府は何ら明確な説明をなすことができないで、きわめてあいまいにやつてゐる。われ／＼の見たところでは、少くも十億内外の使途不明な分がここに計上されておることを見る

ことができる。このようにして、予算は直接間接に大資本の救済に充てられ、あるいはその食いものになつてゐる。ここに政界、財界の腐敗の一大温床がある。さらに不生産的消費の増大と相まち、総計一兆六百億に上る膨大なインフレ予算が成立しようとしておるのであります。

第九点、以上のごとき人民收奪は、政府の意圖に反し、逆にます／＼國內事情の狭隘化をもたらし、再び大資本のために人為的購買力を創設する政策、言いかえれば膨大なインフレ予算が必至とならざるを得ない。これは、さらに増大する不生産的消費による生産の破壊と相まち、インフレの悪化は不可避であります。政府のいわゆる收支均衡政策とは、実に計画的インフレ政策にほかならないのであります。

最後に、日本共産党は、人民の生活安定と向上、自主再建のために、第一に、大資本家と國家権力との結合を断ち切り、予算の一大削減を断行すべきことを主張する。第二に、勤勞所得税、取引高税その他の大衆課税を即時廃止し、他方大口脱税を徹底的に徴収し、大所得者に対しては高率累進税を課すべきことを主張する。第三に、金融機關と重要産業、すなわち資金と資材を國營人民管理に移し、積極的な人民の生活安定と經濟再建のための財政經濟政策を樹立すべきことを主張する。

以上の理由によりまして、日本共産党は當補正予算に反対し、これを返上して組かえを要求する者であります。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 中曾根康弘君。

〔中曾根康弘君登壇〕
○中曾根康弘君 私は、民主黨を代表いたしまして、ただいま議題となつております兩議案に対して、忍びがたきを忍んで賛成の意を表する者であります。

吉田内閣成立してここに三箇月、われわれは、この内閣の能力とこの内閣の出現が日本民族の國際信用に及ぼす影響を考慮したがゆえに、國家の前途を思つて、この内閣の誕生に消極的の見解をとつたのであります。はたせるかな、内閣出現と同時に、ニューオー

ク・ヘラルド・トリビューンを初めとして、日本は國際世論の猛烈な反響を浴び、吉田内閣は、國際的には好ましくない勢力の傀儡としての刻印を押されたのであります。

それから、國內的にはこの内閣の治績いかんと言へば、統制撤廃をもつて國民をとおつたこの自由經濟内閣が成立直後、皮肉にも、今まで自由經濟にあつたあの燃料のたどろが統制に入つたのであります。この最初の文字通りの黒星は、その後の内閣の運命を暗示したのであります。すなわち、總理大臣が唱へた冒頭解散の失敗、六千三百七十四ベースの突然の出現、經濟三原則による内閣の混亂、十七日の審議終了の失敗、憲法七條解散の敗北、田中政務次官の強制收容、二十七日首相の

民自黨秘密代議士会の失言、三十日解散の不可能、あるいはさらに第四回國會に入つては、未曾有の泉山事件、關係方面による政府法律案の否定、はては給與法案のまねによる再修正等、御承知の通りの黒星の連続であつたのであります。(拍手)しかも、これに並行して石炭、海運、電氣等のストライキは勃発し、石炭においては生産実績の激減、たとえば九月の一〇・三%、十月の九・九%、十一月に入つて九五・五%となり、十二月上旬においては九〇・七%に減つたのであります。海運においては、第一次ストによつて、十一月上旬においては計画に対し一〇・二%、中旬においては一〇・一%であつたものが、下旬にいたつては七八%に下り、第二次ストによつては、十二月上旬は実に七一%の突進に下つたのであります。この間の輸送量の低下量は実に十八萬トン、船舶運賃會の収入減は一億五千萬円に及んだのであります。このほか、産業に及ぼす影響に至つては実にはかり知れざるものがあるものであります。しかも、この二箇月間に及ぶこれら爭議の解決の停滯は、実に吉田内閣の労働政策における無策無能をそのまま暴露してゐるのであります。(拍手)

かくのごとき内閣によつて作成提出された追加予算の内容は、またまさに内閣の性格とその能力を明らかに示しておるのであります。まず第一の性格は、現内閣の公約無視に現れておるのであります。すなわち、たとえば統制撤廃であるとか、あるいは料飲店の再開のごときは、一本の政令をもつてこれをやることのできるものでありま

す。しかるに、その政令すらいまだ出て来ない。あるいは取引高税の廃止、自由販賣に至つては、片鱗すら現われることができないのであります。

第二は、給與法案の上にもその内閣の性格が現れてゐるのであります。すなわち、五千三百四十四ベースを固執して、合理的、科学的であると、本會議においても委員會においても揚言した直後、政府原案は關係方面よりまつたく否認せられ、あまつさえ、從來否定を續けて來た六千三百七十四ベースに平然として乗りかえを行つて、野黨の政策を猿まねして当面を糊塗したのは、御承知の通りであります。(拍手)ここにもまた吉田内閣の反動労働者の性格が暴露されてゐるのであります。

第三に、災害復旧費においては、昨秋片山總理を予算委員會において閉じこめて経費の増額を要求した民主自由黨の現内閣が計上した金額はわずかに六十億、前内閣が本予算に計上した額は百二十六億円であります。現在の災害は、福井地震あるいはアイオナ台風等によつて、損害額は実に四百億、追加要求額は二百億に上つてゐるのであります。これに対してわずかに六十億円であることを思へば、いかに現内閣が災害復旧をおろそかにしてゐるかといふことは、歴然たるものがあるものであります。(拍手)

歳入面を見れば、まず驚くべきことは、租税自然増収四百十億円の事実であります。この所得税を中心とする水増し増税は、その方針において、あるいは間接税中心より直接税中心へのアイデアにかかわるとか、あるいはまた經濟安定九原則に示されたような安定恐

慌を決心しての増税であるならば、一應了解せられないでもないものであります。しかしながら、委員會における質疑應答によれば、それはまつたく無策の結果、國民所得を増加して増税に安易なる逃げ道を見つけたのであります。特に申告所得水増し百三十九億のうち、農林水産業所得の割当が八十四億円なるに對して、營業業關所得の割当が四十四億、その他十億なるを見れば、いかに現内閣が農林水産業課を行つてゐるか、啞然たらざるを得ないのであります。

國民所得の点より見れば、ここに安本調査に示すように、本年度國民所得の算定は二兆三千億円であります。それに対する農林水産業關係の所得は五千三百三十五億、その他の事業所得は九千三百五十五億であります。しかるに、この数字に逆比例して、農業方面に二倍の課税がかかつておるといふ事実を、われ／＼は断じて見逃すことができないのであります。ここに吉田内閣の反農民的、反漁民的性格が明らかに示されてゐるのであります。(拍手)このことは、来る二十七日に行われるであろう全國地方長官會議において、來年度の供出事前割當量の驚くべき水増し――一説によれば、來年度は六千五百萬石といわれてゐるのであります。が、現民主自由黨に釣られた自由販賣の夢はどこへやら、税金と供出で農漁民の期待を裏切るものであります。一月中旬行われるであろう農業所得の更正決定における税金旋風、あるいはまた本年度の事前供出割當に、必ずや農漁民の吉田現内閣に対する怨嗟の聲は、

全國津々浦々に現われることを断じて
予言する者であります。(拍手)

さらに、前議案に提出を公約した取
引高税廃止法案に至つては、第四回國
会に至るもまだ現われず、統制撤廃
にしてもまたしかり、ここに中小商工
業を購着する現内閣の反中小企業の性
格は、歴然たるものがあるものでありま
す。(拍手)

さらに言えば、本追加予算審議中明
らかにされた、まづたく遺憾な事実
は、貿易及び爲替の問題について、政
府に確固たる定見がないということ
であります。五箇年計画については、総
理は、従来の封鎖的、自給自足的な構
想を改めて輸出中心主義に轉換する
旨の見解を述べられたのであります
が、この構想については、われわれも
かねて主張するところであつて、同
感を禁じ得ないのであります。しかし
ながら、さらに具体的にいかに年度計
画を組み立てるかという点に至つて
は、総理大臣はもちろ、内閣全体と
して何らの政策もないのであります。
長期五箇年計画は経済復興の基本的政
策であり、傳えられるところによれ
ば、現内閣は、前内閣設定の五箇年
計画に関する委員会すら一度も開催し
たことがないように思えるのでありま
すが、ここに國際的視野に欠けた現
内閣の性格の一端が現われておるの
であります。(拍手)

爲替相場の問題に至つては、さらに
現内閣に統一した調査すらいまだに行
われておらない事実があるのでありま
す。委員会の質問において、一体一
ル何円を適當とするか、その際の國內
の物價と企業原價にいかなる影響が

現われるか、それによつていかなる企
業が倒れ、いかなる企業が有利となる
か、その場合の爲替調整料をいかに措
置するか、等國民全体がまさに聞かんと
しておるこの質問に對して、何ら統一
的調査と見解を示さなかつたのは、ま
づたく遺憾とするところでありまし
て、(拍手)特に國際貿易復活の際の蚕
糸業の安定措置に関する具体的構想す
らうかがい得なかつたのは、まさに全
國農村の期待を裏切るものといわな
ければなりません。(拍手)

さらに最後に最も見のがすべからざ
る重大なる問題は、最近關係方面より
指された經濟安定九原則に関する内
閣の態度であります。私は、日本國民
みづからが確立すべきこの經濟安定九
原則を關係方面より指示せられたる事
態を、深く悲しむものであります。し
かるに吉田総理は、マ元帥に對して、
これを誠実に履行する旨の回答を提出
しておるにもかかわらず、何らこれに
對する決意も對策も考へていないの
は、一昨日常の予算委員会において暴
露されたところでもあります。(拍手)

実に九原則の実施は、必然的に國民
大衆に對して徴税の強化、行政と企業
の整備合理化、飢饉の輸出及び必然的
にこれに伴う資金安定、犠牲の平等
化、失業と労働強化等の一連の耐乏的
生活をいさるものであります。それは
また、他面日本民族が、みづからの經
濟安定と復興に對していかなる熱意と
眞剣なる努力を示すかといふことを、
世界の前にためさんとしておるもので
あります。このような米國政府の要請
は、赤字金融と補給金による他力本願
のこじき根性になり下つてゐる日本國

民、特に經濟人に対して、一大鉄鎚を
與えるものといわなければなりません。
今こそ日本國民全体は、このきび
しい現實を直視し、新たな行動と勇
氣を振起さなければならぬのであ
ります。

しかるに総理大臣は、日本國民に、
みづからその決意と對策を表明したこ
とがあるか、野黨政勢に押しつぶされ
て、議會乗切りと解散にのみ血道をあ
げているのが現状ではありませんか。
(拍手)かくのごときありさまは、吉田
内閣がまさに世界と國民に對する義務
を怠つておるものであつて、断じて國
民の総意をあげてこの責任を追究せざ
るを得ないのであります。

これを要するに、現内閣は、長期計
画その他の基本的國策においても、ま
づたく無爲無策を示すものであり、本
追加予算に現われた具体的政策を見て
も、それはまづたく公約を裏切り、勤勞
者をないがしろにし、中小商工業者を
購着し、農漁民に對して苛徴請求せんと
するものであつて、しかも綱紀肅正
を唱へたこの内閣が、ニューヨーク・
タイムズ紙のトップを飾つた泉山事件
を起すに至つては、十九世紀的旧態依
然たる保守黨の残骸を二十世紀の今日
は露呈しておるものといわなければな
らないのであります。(拍手)

今や經濟安定九原則の実施は、日本
民族の危機突破の唯一の血路でありま
す。これを貫徹するためには、階級を
越えた全國國民の友愛と連帯のもとに、
放任をためて流通秩序を確立し、勞資
の協調提携をはかり、國際信用のある
強力な政治力の結集を行わなければな
らないのであります。政府も、朝に立つ

て初めて日本の立場と國政の困難を知
られたことと信ずるのであります。そ
してまた、総理大臣以下閣僚諸の諸
公は、よくもまあこの弱体内閣にして
命を長らえて來たと、感無量なるもの
があるであらうと思ふのであります。

す。この九原則の完遂は、実に政党政
派を超越した民族的義務であつて、す
べての政治勢力は、すべからず既往の
辭諍を捨て、党略を離れ、この客觀情
勢に焦点を合すべく、愛國的政治力結
集のため眞剣なる努力を展開し、連合
國の好意と日本國民の信任にこたえな
ければならぬのであります。

そのためには一大前提條件がある。
吉田内閣と民自黨のイデオロギーない
し政策そのものが、根本的に再検討さ
れなければならぬのであります。そ
してまた、國際的良心の回復が断行さ
れなければならぬのであります。こ
れが日本の政治と民主主義を前進させ
る基本的條件なのであります。総選挙
がすべてを決するのでは断じてない。
政策の轉換と國際的視野の回復が次期
政治力結集の原動力になるであらうと
いうことを、ここに嚴肅に宣言するも
のであります。(拍手)

私は、本追加予算の内容について
は、まづたくざんきわまるものであ
ると断ずるものであります。しか
しながら、世の中には悪いものでも必
要なものがある。年末を控えて、公務
員の生計と企業金の詰まりと災害地の
苦難を思い、まことに大局的見地に立
つて、やむを得ざる必要なる悪予算とし
て、本追加予算を万斛の涙をのんで事
務手続上通過せしめることに賛意を表
するものであります。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 井出一太郎
君。

〔井出一太郎君登壇〕

○井出一太郎君 私は、國民協同黨を
代表いたしまして、ただいま上程中の
補正予算案に對し賛意を表するもの
であります。しかしながら、きわめて
きびしい條件のもとにこれを承認した
のであります。以下、いささかわ
が党としての所見を開陳し、政府に對
して、予算行使にあたつて重大なる
警告を発したいと思ふのであります。

われわれは、吉田内閣ができました
際に、いち早く、この内閣の性格が國
會のマジヨリテイの上に立たざる変則
的政權であるがゆゑに、國會運営はき
わめて困難であることを指摘いたしま
した。しかし、早晩辭職ないし解
散の段階におもむくことは明らかであ
るが、当面の緊急課題である官吏の
給與水準引上げと災害對策を予算化す
ることは一日の遅延も許されざること
を力説いたしたのであります。しかる
に政府は、劈頭解散の武器をひつさげ
て、もつて國會を嘲喝し、總理の施政
方針演説をさへ頭として行わざる非民
主的態度を持して臨んだのでありま
す。公務員法の修正だけを行えば能事
終れりとする考え方のもとに、ひたす
ら解散へ逃げ込まんとする党利党略に
汲々たるものがあつたのであります。

公務員法の修正によつて、勤勞者とし
ての官吏の基本的權利を大中に制限
いたします以上、当然にその裏づけ
たる待遇改善を政府の義務として行つ
て、官吏が國民としての望ましき地位
たることを確保すべきことは、マ元帥
書簡が明白に示しているところであり

ます。これをほおかりして、いたずらに解散にのみ持ち込もうとすることの許されないのは当然であり、しかも給與予算は参議院の緊急集会で行えばよいというが、とき放言が政府筋から傳わるに至りましては、その非立憲的感覚までに救いがたい感を抱いたのであります。(拍手)吉田総理は、口を開けば民主政治のよき模範をつくりたいと言われる。しかるに、その言動の相反することかのごとくに至つては、断じて承服しがたいのであります。

かくて、幾多の紆余曲折のありましたものの、公務員法修正と待遇改善は不可分一体である、かように主張するわれわれの論理の前には、吉田首相も遂に屈服せざるを得ず、しぶしぶと、しかも倉卒の間に作成提出せられたものが、今回の補正予算であります。

これを拜見いたしましたとき、その内容の粗案にして資困なること、批評を絶するばかりであります。ちょうど、未曾有なる蔵相山氏の性格をほうふつたらしむるものがあつたのであります。一般会計において、五百八十億に上る歳入総額のうち四百十億を租税の自然増収に求め、五十億近いものが給與所得に対する税のはね返りをもつてまかなうに至りましては、まさに策も略もない水増し予算であります。いかに準備不足といわれましても、これでは兎に角と申すのほかなく、民主自由党政務調査会は健在なりやと問いたのであります。

先ほど尾崎末吉君は、いかにも本予算が満足であるかのごとく自画自賛をいたされましたが、取引高税の廃止といい、その他幾多の財源を用意され、

在野一年有半の間、傳家の宝刀をみがきながら、まさに時至れるを待機されておりました民主自由党の政策が、本予算案に片鱗さえもあらわれませんことは、ただいまこの壇上に立つた私をして、いたずらに脾肉の嘆きをかこたしめるのみであります。(拍手)われわれは、政策の面において、特にそれが具体的、集中的に反映する予算において、朝野両勢力が火花を散らす論議を闘わせることに議会政治の妙諦があると思ふものであります。しかるに、歳出の面を見ましても、何ら民主自由党の政策の特長を見出すことあたわず、インフレの増進に伴つた数字の膨脹を計上しただけにどまり、あえて論ずるに値するものなく、まことに拍子抜けの感を覚えるのであります。

われわれの最も遺憾とするところは、給與と相並んで今次予算の骨格をなすべき災害対策費において、僅々六十億円を計上するばかりで、お茶を濁している点でございます。建設省関係で約五百億、農林省関係で三百億を越えるといわれております本年度災害に對し、すずめの涙にひとしきこの額をもつてしては、荒廢せる國土の防衛は脆弱きわまるものでありまして、益令、周東両大臣ははたして安閑としてその職にとどまりおられますやを問いたのであります。さらにまた、財政三原則とやらを一つ覚えのごとく、このトーチカに立てこもつて、醜態もうろうたる迷惑弁に終始した泉山前大蔵大臣、今いずこにおわしますや、大臣席すこぶる寂寥の感にたえられないのであります。

政府は事ごとに、予算審議の遅延は

野党に責任ありと称して今日に至りましたが、給與法案における失態は何たることでありましよう。人事委員会の勧告を無視して五千三百三十円ベースを固執し、いささかの反省するところなく、そのはてがようやく去る十五日に至りまして、野党の合理的、科学的正論の前に無條件降伏をいたしましたことは、天下周知の事実であります。給與法案と予算案は、さきにも申し述べましたごとく一体不可分でありまして、政府の考え方が、そのプリンシプルにおいて、またそのスケジュールにおいて、全面的に否定せられたる以上は、いやしくも責任を解し、恥を知る政治家ならば潔く桂冠すべきでありましよう。(拍手)給與法案が根本的に改変せられたる以上は、その基礎の上に数字を調整し、款項目を調整して、予算案を組みかえて國會に提出すべきであります。

政府が組閣以來経験されたのでありますし、いふところの少数党内閣の悲哀は、われわれもこれを十分に同情いたしておるものであります。されば、武士の情を知る者として、組みかえをせざる予算案といえども、今日の段階において年末を控えて、首を長くして新給與を待ち構えておられる三百萬官吏諸君のために、われわれは予算成立に協力して参つたのであります。政府並びに與党は、みずからの立場と、おのれの非力とを、十分に肝に銘じて知らなければなりません。(拍手)しかるに、予算案審議の最終段階たる昨夜の委員

会において、遂に委員長の不信任を可決せざるを得ぬがごとき事態に相なりましたことは、まことに遺憾とするところでありま。

ところであります。(拍手)ステーツマンシップを回復することの急、今日より大なることはないのではありません。政府は、自己の責任によつてこの予算を提出し、院内多数派の協力によつて本案が成立を見ようとしておるこの事実を、銘記せられたい。

今次予算審議の途上、いわゆる経済九原則が発表せられました。われわれは、これを單に國內政治の面において政争の具に供するがごときことは、断然避けなければなりません。われわれの祖國と民族が現在置かれてゐる立場、もろゝの國際的情勢を背景として考えますときに、マ元帥より首相に寄せられた書簡の意義は、きわめて重大であります。現内閣が意圖するがごとき古典的自由経済は前世紀の夢であることも、今回の九原則によつて明確に相なつたと信ずるのであります。

(拍手)われわれは、國民協同の観点に立つて祖國の再建と民族の復興を説き、新たな決意をもつて、しかも最もタイムリーに立ち上らなければなりません。

政府は、この予算が本日衆議院を通過して、あとは選挙に逃げ込みさえすればよいというふうなことは、これはもつてのほかである。この予算の行使にあたつて、どこまでも責任を痛感せられ、万全を期していただかなければならぬのであります。たとえば徴税の面においても、今後明年三月までの間に、極度の重圧が一般大衆の面におおいかぶさつて参る。勤勞所得税の重課は言うまでもなく、農業課税においてはその再生産を不可能ならしめ、中小商業においては、企業立ち行かぬま

でに採算を不可能にするおそれが出ております。徴税の重点をやみ所得の捕捉に向け、苛斂誅求はできるだけ避けなければならぬ。また、歳出の面においても思い切つた効率的な運営を行ひまして、予算技術と称せられるところの、余人のうかがい知れない官僚のメカニズムにメスを入れまして、官界腐敗の温床をも徹底的に清掃しなければならぬのであります。

われわれは、なお幾多の注文をつけるべきものを持つておるのであります。が、この上に言をいいますことを避けまして、以上きわめて簡単に本予算案に対する意見を開陳し、政府当局に痛烈なる反省を求め、嚴重なる警告を發する次第であります。わが党といたしましては、きわめて不満足ではあります。が、他日に再補正の機会を求め、歳末の押し迫つた今日、一刻も早く給與の支拂いを可能ならしめ、また災害地の復旧に時を移さず、緊急にこれをなすべき意味において、本予算案に賛成をいたすものであります。

○副議長(田中萬逸君) 叶凸君。

〔叶凸君登壇〕

○叶凸君 社会革新党を代表して、ただいま上程を見たる本追加予算に一應賛意を表するものであります。

連日にわたる徹夜審議の状況よりかんがみ、各党代表の討論内容を検討した結果、本議員は一切の重複を避け、先輩同僚議員諸君のこれ以上の過勞を避けんとする者であります。(拍手)社会革新党の本追加予算に對する見解は、本日の予算委員会における大原委員の討論内容と本議員の發言内容を合せて構成されるものなること

を、まず申し上げる次第であります。

さて本追加予算は、当初政府は新給與と災害復旧費だけを提案する心算であつたようであり、かかる綱絏策が許されずと判明するや、公務員法の通過、衆議院解散、追加予算は参議院の緊急集会に持ち込む方法を考えたらしい、これも不可能と判明して、再轉して一應年度内所要経費の全部を盛り込んだ総額七百三億円の追加予算を提出したものであるが、諸君も御承知のごとく、新給與ベースを中心として難航に難航を続け、ようやく本日の本会議にたどり着いて来たものであります。

さて、今度の追加予算の特色は、財源の大部分を租税の自然増収に求めた点であります。歳入五百八十六億のうち、租税と印紙収入が四百八十三億、その他三十億は砂糖消費税を課税することによつたものであり、また所得税のうち四十七億は公務員新給與に対するはね返りであり、残りの四百十億はいわゆる自然増収として計上されたものであります。最も問題となるのは、申告所得税百三十九億であり、申告所得税は、当初予算では千八百十三億が計上されて、このうち十月末までに徴収されたものは、二割弱、二百四十三億に過ぎない。税務署の更正決定は十一月以降のことと、これにより徴収できる額がかなり多額に上るであろうことは、昨年度の例に徴しても予想できるのであります。残り八百四十億は、決してなまやさしいところの数字ではないのであります。

現在税法に定められております所得税負担は、國民の負担能力との均衡を完全に失つたものであり、第一線の

税務署の死に物狂いの敢闘にもかかわらず、その現実には、勤労大衆の反響と、やみ不当利得者の奸策と相まつて、抜本的施策の改革をやらざる限り非常なる危機にあることを、強く指摘せざるを得ないのであります。第一線税務官吏の一割ないし二割は過労のため健康を失つており、また第三國人よりの徴税は、これは徹底しなければならぬが、最も困難なる状態に置かれておるものと、本議員は觀察するのであります。徴税の民主化、税務署の能力化、近代化は、まづたく焦眉の急であります。

悪税は革命の母であるとは、東西古今を通じてのまつたき金言であります。いかなる合理的な徴税の対象種目も、非常識なる過重になれば悪税に化することは、論をまたないのであります。わが國におけるいかなる財源も、聰明なる政治的遠見をもつて、緩急よろしきを得なければ、日本の前途まことに寒心にたえざるものがあるものであります。支出面の厳正実施とともに、徴税の方法手段、機構の急速なる再検討と民主的の改革を強く要望して、結論とする次第であります。(拍手)

○副議長(田中萬壽吉) 世耕弘一君。
〔世耕弘一君登壇〕
世耕弘一君 私は、ただいま議題となつております諸案に對しまして、新自由党を代表いたしまして、意見を付して賛成の意を表したいと思つてあります。

本予算案の内容を通観いたしまするに、おうむね消費的な予算であつて、生産増強方面に直接使われる予算がはなはだ僅少であるといふことは遺憾であります。

あります。また、緊急を要する災害復旧予算がはなはだ少額であるといふことは、災害地の民情を輕視した処置だと思ふのであります。よつて、この点に關しては改善の策を立てることを要求したいと思ふのであります。

次に政府は、財政の三原則を唱えながら、従来同様復金の融資等嚴重に整理することなく、また價格補給金あるいは補助金等の名目に隠れて、なお巨額の支出が計上されてゐることは、健全財政の建前に相反するものであることを、強く指摘したいと思ふのであります。思ふに政府は、赤字金融の弊害をそのまま放置してゐるものと認められるのであります。これは民意に相反すると思ふのであります。この際政府は民力の涵養と國家財政の健全性にきわめて慎重なる態度で臨むことを要望するものであります。

次に、政府職員等の給與ベースに伴う経費の増額は、なお理論的にも實際的にも十分検討の必要を感じるものであります。この際事態の緊急性にかんがみ、一應了承した次第であります。さらに租税負担のことについて、農村地方と都會地との間に幾多の問題が残されておるのであります。ことに、中小商工業者の窮状は寒心にたえないものがあるものであります。政府は、この点について何らの施策を持たなかつたことは、むしろ不都合であると思ふのであります。この点、再認識を要求いたします。なおまた予算の歳入面において、税收入に過大の見積りをしていることは、將來の國家財政の堅実味を失ふものであると指摘したいのであります。よつて、かくのごときは

慎重を期すべきであるとの注意を喚起したいと思ふのであります。

元來政府は、民情に即せず、ただ税金に安易を求むる弊害が從來も多かつたのであります。これは税制の上に横たふべき重要な問題であると考えまして、特にこの際戒告を発したいと思ふのであります。

私が政府にこの機会に勧告したいと思ふことは、近來税務行政に幾多の弊害が起り、民間に非難が起つておることであります。この非難を除去する意味において、私は、税務体制の新たな組織をもつて、これが科学的な計画に基いて税制方面の体制を確立すること、國家的に見て必要であるといふことを、述べたいのであります。しかし、國家財政の公平にして円満なる運営の方法を講じ、もつて國庫收入を確立せしめ、國民負担の公平を期するようになしたいと思ひます。この意味において私は、税務廳のごとき独立官廳を設置することを要望するのであります。

次に、本予算の本質を通観するに、概して社會主義的な理念に基いて組み立てられた感が多いのであります。しかも、官僚統制主義の体制にのつて予算編成をしておることは明白であり、この点吉田内閣の存在の意義が失われており、國民は深く失望するものと思われまふ。かつまた、吉田内閣が國民に公約した政策が予算の上に片鱗も現れていないことは、はなはだわれわれの不可解とするところであります。

ここに注意を促したいことは、政府がマル公價格を決定するに際しまして

品質と價格の点に關しまして認識を欠いておると私は申し上げたいのであります。そも／＼商品と價格は不可分である。これが実施にあたつて、價格と品質との両面に十分の取締りが肝要であるが、この点組織を持つていないのは遺憾である。要するに、價格維持は品質維持が重要であることを、特に政府に強く注意を喚起したいと思ふのであります。すなわち價格統制の失敗は、ことごとく品質の統制強化をせざつてあるといふことを、ここに指摘しておきたいのであります。思ふに、價格は品質によつて區別され、かつ品質と價格は不可分のものであるといふことを、ここに注意を喚起したいのであります。

次に、政府職員等の給與ベース問題は、ただちに民間企業に重大な關係があるものでありますから、今後これが更改にあたつて慎重に取扱うことを要望するのであります。さらに、政府職員に準ずる勤労者にして給與案に漏れたものが多数あるものであるが、これが対策につき緊急の措置を要望するものであります。もしこれが対策を誤るようならば、あらば重大な問題が発生することの注意を喚起したいのであります。

また、特にこの際申し上げたいことは、ストライキが発生して後の資金ベース等の改正は、労働界に悪弊を生ぜしむるものと思われるのであります。よつて、常にストライキ発生前に事前の策を立つべきであるといふことの注意を喚起したいのであります。政府企業はもちろんのこと、民間企業に對し

ても、この点について十分考慮を拂い、もつて最善を盡して労資の無用の摩擦を避けるように政府として指導すべきであるということを、ここに付け加えて警告を発したいと思ふのであります。

結論として申し上げますならば、本予算は、その編成にあつては、はなはだ新鮮味を欠いておるということであり、時間を経る意味において、簡単にいたしますが、通貨政策の面から見た場合、あるいはインフレ対策並びに生産増強に対する重要政策において、遺憾ながら見るものがなかつたということは残念であります。

最後に、政府予算の支出について申し上げたいと思ふ。もちろん、政府が予算の支出にあつて慎重を期することは申し上げるまでもないこととありますが、せつかく民意をくみとつて、われ／＼が早急に審議成立せしめたその予算が、拂い出しにあつて往々数箇月を経るような場合があるの、予算の審議を促進した理由、民意をくんで予算を決定したことも、この行政処置によつて、かえつてその機会を失ふことが往々あり、その非難が多いのであります。かくのごときことは、今後その弊害のないよう特に政府は十分注意を拂われんことを希望し、本予算に賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 河口陽一君。

〔河口陽一君登壇〕

○河口陽一君 私は、日本農民党を代表いたしました。ただいま提案になりました補正予算に対して賛成の意見を申し述べたいと思ふ。

平和の國の再建を目ざす日本國民が戦争終了以來踏んで参りました道がいかに苦勞を重ねたものであつたか、また歴代の内閣がいかに努力を拂つて参つたかという点に對し、私は敬意と感謝の念を深くするものであります。

〔副議長退席、議長着席〕

しかしながら、その成果は、これまでの苦勞とは遺憾ながら反比例しているのを、はなはだ残念に存するのであります。

今日國民の最も憂慮する問題は数多くありますが、そのおもなるものには、各種の労働問題の行き悩みから生ずるストライキを初めとし、いやしくも國民の指導的また模範的地位にある者、すなわち政界、官界人の一大不祥事件であります。このことは、敗戦の混乱より一日一時もすみやかに脱したいという國民感情と、これに便乗したところの指導者が砂上の樓閣を夢みた罪惡の現われであると断ぜざるを得ないものであります。今こそわれ／＼は、大地に立つて世界を見なければなりません。

アメリカ國においても、ソ連國においても、その今日の強力な姿は、基礎産業たる農業の確立、農業不安のなきことが、しからしめているのであります。

さきに農地の解放令あり、昭和二十一年十二月九日、連合軍總司令部より農民の解放令あり、さらに本日の新開紙上には、極東委員会の指令に基く自由な農民組織を推進するため農業協同組合に関する指令、これらを考えますに、この際日本の民主化、平和なる國家の再建は、基礎産業たる農業の発

達、向上、充実にあることは、判然としておるのであります。(拍手)労働問題の解決も、インフレの克服も、政界、官界の肅正も、一切の社会悪の解決のかぎは農民が掲げておるがゆえに、農民の政治的、社会的、経済的確立の方途をこの際強力に立てなければならぬのであります。しかるに、本予算は不満足な点多々あるので、次に二、三点指摘したいと存じます。

第一点といひまして、行政整理の問題であります。まず整理可能な肥料、飼料全國の廃止、しかしてこの仕事は、今度自主的に組織されました農業協同組合に取扱ひしむるの方途を政府は立てなかつたこととあります。

(拍手)

第二点、さきに政府は、米價を基準とした貸金・物價を定めると發表しておきながら、今回の貸金は、米價を無視したる貸金であります。今までの貸金ベースでは食えないことは、私どもよくわかるのであります。今回六千三百七十四に上つたことは賛成であるが、貸金を上げれば米價もスライドするの方途が立てられていない。貸金と物價は一環をなすことは、今さら申し上げるまでもありません。(拍手)昨年度政府は、千八百円の貸金ベースにより米價は千七百円に決定し、今年三千七百九十一円の貸金ベースをもつて、米價三千五百九十五円とされたのであります。今この比率で行くと、貸金六千三百七十四とされたならば、一休政府は米價を何ほどに考へておられるか。これまでの貸金と米價の率で計算をいたしますと、米價は実に五千九百八十五円となります。さきに農家に支拂つた

三千五百九十五円を差引いた残金に、供出の三千万石代と、さらに政府が計画する超過供出三百万石の代金を合計すると、実に一千二百三十五億円という巨額になります。これを國民負担にいたすといひましたも、非常な困難なことが予想されるのであります。貸金を改定する限り、ひとり農民のみインフレ抑圧の犠牲にすることは、断じて許されません。(拍手)

第三点、災害復旧費であります。私は、今回の追加予算には、客觀的に見て少くとも九十億円程度計上されることを予想したのであります。が、わずかに六十億としたことも、農村を輕視したものであると断じます。

第四に、米作單作地帯に對して何らの措置がとられておらないこととあります。このことは、第二國會において、大臣は明らかに考慮すると發表していたにもかかわらず、ほかかむりしているのは、けしからぬと思ふのであります。今年二月、農業手形による融資が決定されて以來、この手形により借り入れた農民は、主として北海道、東北六縣並びに富山縣、新潟縣の單作地帯のみで、他はほとんど借りなかつたことの一事をもつてしても、いかに農業経済が困難か、うかがい知れるのであります。従つて、米價は生産費價格にすることが最も望ましいのであります。が、現段階においてこれが許されぬとすれば、当然別途の方途が立てらるべきであります。肥料、温床資材、土地改良、土工組合費等には相当額の予算を計上すべきであります。追加予算にこれらが除かれたと聞く北海道並びに單作地帯の農民は、いかに失望落胆

するか、私はあまりの腹立たしさに、涙の出る思いがあるのであります。

(拍手)

第五に、農林水産業に對する申告課税の問題であります。農林水産の中告水増税の八十四億が安当とするならば、一般企業の四十億、さらに法人税の五十億が過少である。さきに政府は、本年度予算において、農家一戸当たり平均課税所得額は五万九千八百四十円とし、今回の水増しにあたり六万四千円とした基礎が明らかでないにもかかわらず、八十四億円を計上し、一般企業は、本予算当初一戸当たり課税所得額十萬九千五百円とし、今回の水増し額は十三萬八千円としたにもかかわらず、四十億にとどめておる。このことは、まったく判断に苦しむのであります。

地方では、法人にすると税金が安くなるといふので、盛んに一般個人企業が法人に組織がえをやつてゐる。しかりとすれば、これまた法人税の五十億は安当でない。ともかく勤勞者、農民の税負担が多く、一般企業法人の負担が少いといふことを指摘いたします。

以上申し上げました点は、ぜひとも本追加予算において實現していただきたいのであります。客觀的情勢より見ての希望條件にとどめ、次期予算編成に實現せしむるよう政府当局の猛省を促し、ここに政府案に賛成の意見を終ります。

なおこの機会に、講和條約の成立とスポーツの國際参加に對し政府は最善の努力を拂われんことを望みます。

(拍手)

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は終局いたしました。

同案を一括して採決いたします。同案の委員長の報告はいずれも可決であります。同案を委員長の報告の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて同案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

蚕糸業安定緊急対策に関する決議案(松岡駒吉君外十六名提出)

(委員案審査略要求事件)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、松崎朝治君外十六名提出、蚕糸業安定緊急対策に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

蚕糸業安定緊急対策に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。小林運美君。

蚕糸業安定緊急対策に関する決議案

蚕糸業安定緊急対策に関する決議案

蚕糸業の振興を図り生糸の輸出を増進することは、現下わが國經濟再建のため絶対の要件である。しかるに對外爲替レートの設定の如何によつては蚕糸業は壊滅の危機に瀕する。

よつてこれに對処するため、政府は、速かに繭糸價格の安定を骨子とする蚕糸業安定制度を確立すべし。右決議する。

〔小林運美君登壇〕

○小林運美君 私は、各党各派を代表いたしまして、本決議案の趣旨弁明をいたします。

最初に決議案文を朗讀いたします。

蚕糸業安定緊急対策に関する決議案

蚕糸業の振興を図り生糸の輸出を増進することは、現下わが國經濟再建のため絶対の要件である。

しかるに對外爲替レートの設定の如何によつては蚕糸業は壊滅の危機に瀕する。

よつてこれに對処するため、政府は、速かに繭糸價格の安定を骨子とする蚕糸業安定制度を確立すべし。右決議する。

以上であります。今回の經濟安定九原則におきましても、日本の自立促進のためには、單一爲替レートの早期決定がその根幹をなしてゐるのであります。しかるに、この單一爲替レートの設定にあたり最も影響を受けるものは、現在わが國輸出貿易の重要部面を占める蚕糸業であります。わが國の蚕糸業は、農業の経営において、また纖維産業として、きわめて重要な地位を占め、生糸は輸入物資の見返りとして、外貨獲得の巨額として、はたまた國內纖維資源として、戦後日本經濟の再建、國民生活の安定に欠くことのできない物資であることは、御承知の通りであります。今後蚕糸業の安定なく

しては、日本の再建は絶望と称するも過言ではないのであります。

政府は、一昨年度蚕糸復興五箇年計画を樹立いたしました。繭及び生糸の生産確保のため各種の施策を講じて來たのであります。蚕糸業者も、生産上の悪條件を克服いたしまして、繭及び生糸の生産確保に努め、政府の計画に沿つて参つたのであります。幸いにいたしまして、本年一月以來生糸の輸出は好轉いたしました。また食糧事情の緩和も繭の増産に影響をたらしまして、本年の繭産は生産計画を突破するの實情にあるのであります。また生糸の生産も好調を続けまして、海外における生糸、絹織物の需要はますます増大いたしました。本年度の輸出目標五万俵はすでに突破いたしました。來年度輸出目標であります七万俵をも突破するのではないかとと思われるのであります。現在各種輸出産業が不振をきわめておるこの際、生糸、絹織物のかかる輸出状況は、日本經濟再建に最も重要な地位を占めておることとは、明確なる事實でございます。

なお、本年度繭價格は五千六百俵、すなわち繭一貫目にいたしまして九百円ほどであります。これに生糸の公定生産費を加えました生糸價格十三万六千円と、アメリカのドル建糸價、すなわち現在のアクセプト・ブライス・ポンド二ドル四十五セントと比較いたしますと、標準物にいたしまして、爲替は四百六十二円ぐらゐになるのであります。今回の爲替レートのわれわれの予想とは、はなはだかけ離れておると考えるのであります。またアメ

リカのドル建糸價も、競争纖維のナイロンの價格等の関係もありまして、異常につり上げることが、今後の生糸の需要の面から考えまして、はなはだ困難なる状況にあるのであります。

かくて、蚕糸業の復興も緒につかんとすることのときに際しまして、今回の單一爲替レートの早期設定は、蚕糸業界はもちろ、わが國輸出入産業には重大なる問題であります。これが円との比率並びに爲替レート設定の時期につきまして、その決定いかんによりましては、百万にあまる養蚕農家はもろろ、繭の生産は非常に困難をきわめるのであります。また製糸業者が操業不可能に陥りますことは、火を見ても、輸出の大宗であります。蚕糸業が破局の危機に直面すると申して、さしつかえないのであります。ここにございまして、蚕糸業の難局打開の方途は、一にかかつて政府の蚕糸業安定対策の急速なる決定にかんにあるのであります。

繭糸價の安定は、わが國はもちろ、アメリカを初めいたしまして各國の關係業者はひとしく熱望するところでありまして、本年の六月フランスに開かれた世界絹業者大会におきましても、糸價安定の方策を協議せられました。特にわが國より派遣せられた代表者に対して、これらの諸國の方々から、強力に糸價安定を要請されたのであります。幸にいたしまして、現在數十億、蚕糸関係の價格益金が政府に確保されているのであります。

この際政府は、これらのものを根幹といたしまして、強力なる糸價安定の具体的措置を講ずべきものであると信ずるのであります。

右、簡單ながら提案理由を申し上げまして、各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

農林大臣より發言を求められております。これを許します。農林大臣周東英雄君。

〔國務大臣周東英雄君登壇〕

○國務大臣(周東英雄君) ただいま御決議になりました蚕糸業安定緊急対策に関する決議の御趣旨は政府において最もことに同感であります。蚕糸業が、かつてはわが國における輸出の大宗であり、また今後におきましても、國際貨價の決上最も重大なる産業であることは、御承知の通りであります。これが振興につきましては、万全の策を立てるべく政府においても考慮中でありまゝ、ことに近く單一爲替レートの設立を予想いたされまゝとすにございまして、その率のいかん、またその決定の時期いかに、蚕糸業に與る打撃は最も大きなものと考えます。従いまして政府は、ただいまの決議の御趣旨にのつて、打撃を受けることなきよう万全の対策を講じてる所存であります。一言申し上げておきます。(拍手)

課税適正化に関する決議案（佐々木秀世君外七名提出）

（委員会審査請求要求事件）

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、佐々木秀世君外七名提出、課税適正化に関する決議案は、提出者の要求通り委員会の審査を省略してこの際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長（田中萬壽君） 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長（田中萬壽君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

課税適正化に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。佐々木秀世君。

課税適正化に関する決議案

課税適正化に関する決議案

現下のインフレーションを克服するためには、徴税の完遂こそ急務である。このため当面の問題として徴税機構の充実と課税の適正化を図ることが肝要である。しかるに現状は税務公務員の素質低下、國民に対する接遇の不適切、課税調査の粗漏、不当課税、匡正熱意の不足等により万全を期し得られない状況にある。よつて本院は目下の税務行政の滞滞を解き、國民の協力を得て、徴税の完遂を期するため、左記に關し政府において行政措置をもつて至急善処するように要請する。

一、税務公務員の充実に素質向上を図り、國民に対する接遇の民主化に努めること

二、各税務署を単位として税務調整委員制度を設置し、課税適正化と納税の促進を図ること

三、税務当局の指導に従い予定申告した納税者に対する加算税、延滞利子の徴収はこれを適当に減免すること

四、分割納税をできる限り認めること

〔佐々木秀世君登壇〕

○佐々木秀世君 ただいま議題となりました、各派共同提案であります課税適正化に関する決議案の提案理由を、ごく簡単に申し上げます。

課税適正化に関する決議案

現下のインフレーションを克服するためには、徴税の完遂こそ急務である。このため当面の問題として徴税機構の充実と課税の適正化を図ることが肝要である。しかるに現状は税務公務員の素質低下、國民に対する接遇の不適切、課税調査の粗漏、不当課税、匡正熱意の不足等により万全を期し得られない状況にある。よつて本院は目下の税務行政の滞滞を解き、國民の協力を得て、徴税の完遂を期するため、左記に關し政府において行政措置をもつて至急善処するように要請する。

一、税務公務員の充実に素質向上を図り、國民に対する接遇の民主化に努めること

二、各税務署を単位として税務調整委員制度を設置し、課税適正化と納税の促進を図ること

した納税者に対する加算税、延滞利子の徴収はこれを適当に減免すること

四、分割納税をできる限り認めること

右決議する。

本年度の租税収入の目標額は二千六百七十七億でありまして、十月末日までに納税せられたものは千二百二十二億円であります。昨年度よりは幾分よいようになつておるのではありませんが、この達成率は三割八分二厘でありまして、十一月以降明年三月末までには、なお千六百五十五億の徴税をいたさねばなりません。しかるに、全國各地に不当課税反対、即時是正の要求が猛烈と起り、あるいは税務署に対するところの陳情、あるいはまた地方民大会、業者大会、開催等となりまして、はなはだしきは、農民の中には耕作を放棄し、あるいは中小企業者の中には廃業する等の重大なる社会不安を惹起しつつあるのであります。

税務当局は、本年七月の所得税予定申告に際し、昨年度の確定額の二倍ないし三倍を申告する旨の指導を行い、更正決定については三倍ないし四倍という方針で臨んでおると聞いています。高崎市における五十三業種の平均は三・五六倍となつており、水戸市西部商店の平均は三・七倍となつておるのであります。また、北海道地方におきましても三倍近くに決定せられたというようなことも聞いておるのであります。課税資料の不備なため、業種間の課税不均衡があつたり、個々の業者に対する課税の不公平が各地に起り、群馬縣のある農村におきましては、あぜ続きの水田が、反当り所得税の決定七千二百円、同じところでありながらも、一方は六千円と決定されたというようなこともあるのであります。

中小企業者の実態について見ましても、先般全國商工会議所の代表者の会合が開かれた席上の多数の叫びは、第一に、物價は昨年の二倍程度になつてはいるが、その利益はそれに伴わず、特に八月以降の物價は横ばいの傾向にあるのであつて、更生決定に見られたような三倍ないし四倍というようなことは納得できがたいと言つており、また營業収入に對しても、経費の所要率は昨年度よりはまさに増加の一途をたどり、すなわち商品の賣れ行きが悪いかかわらず、原材料費あるいは労働賃金等の諸経費が高騰しておるとも言つておるのであります。農村、中小企業者に対する金融が逼迫しており、高利子拂つて補つておるといふやうな状態でございます。かかる実態でありますので、税務当局が業者の実態を把握する必要があることは当然であり、的確な資料に基いて更正決定をしなければならぬと私は思うのであります。そこで、この際税務調整委員制度を設置して納税者の協力を得る方途を考へられたと願うものであります。

交渉団体を確認しないと言つておりますが、一部には、ある政党の指導により、あるいは地方民大会、業者大会等の結果税務署に交渉する等の処置も講ぜられておることは、たゞ／＼耳にするのであります。税務調整委員制度を設置して申告納税制度の徹底をはかり、的確な資料を集め、納税者の実態を把握していただきたいのであります。

次に、税務官吏の素質向上をはかつていただきたいということであり、最近の税務官吏は徳川時代の悪代官であるといふような声も聞いているのであります。その官吏の状態を考えますならば、薄給に甘んじて第一線にあつて徴税の任に當つておりますことにつきましては、まことに同情に値するものでありますけれども、税務官吏が國民の信頼を失ふといふことは、ゆゆしき一大事といわなければなりません。こうした点から考えましても、政府におかれましては、税務官吏の待遇はもちろん、その納税に對しましては、齟齬を來さないように万全の策を講じていただきたいのであります。

私は、以上提出の理由を申し上げ、全員の御賛成をお願いする次第であります。

○副議長（田中萬壽君） 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長（田中萬壽君） 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

この際大蔵大臣より発言を求められております。これを許します。大蔵大臣大原實三君。

〔國務大臣大原實三君登壇〕

○國務大臣（大原實三君） ただいま御決議に相なりました課税の適正化に關します事務は、一々適切な事務でございまして、政府におきましては、御趣旨を尊重いたしまして善処いたします。

○國務大臣（大原實三君） ただいま御決議に相なりました課税の適正化に關します事務は、一々適切な事務でございまして、政府におきましては、御趣旨を尊重いたしまして善処いたします。

議場内肅正に関する決議案（戸叶里子君外十二名提出）

（委員会審査を略す要求事件）

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、戸叶里子君外十二名提出、議場内肅正に関する決議案は、提出者の要求通り委員会の審査を省略してこの際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長（田中萬逸君） 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長（田中萬逸君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

した。議場内肅正に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。戸叶里子君。

議場内肅正に関する決議案

議場内肅正に関する決議

國會は國權の最高の機關なり。議場の神聖を守るは國民の信託を受けたるわれらの最大の義務なりと信ず。よつて今後議員は酒氣を帯びて議場並びに委員会に入ること厳禁すべし。

右決議する。

〔戸叶里子君登壇〕

○戸叶里子君 たいいま上程されました議場内肅正に関する決議案の趣旨弁明をいたします。

まず文案を朗読いたします。

議場内肅正に関する決議

國會は國權の最高の機關なり。議場の神聖を守るは國民の信託を受けたるわれらの最大の義務なりと信

ず。よつて今後議員は酒氣を帯びて議場並びに委員会に入ること厳禁すべし。

右決議する。

申すまでもなく、新憲法のもとに國會は國權の最高權威であり、國民の信託を受けた私どもは、その責任を果すために最大の努力を拂うべきであります。しかるに、今回の泉山事件のごときは、議會が始まつて以来前代未聞の不祥事件であり、この神聖な國會に悲しむべき汚点を残したものであると思つて、であります。（拍手）大蔵大臣といえ、閣僚の中でも中樞閣僚であり、國會には重要な法案が審議されておりましたため、この不祥事件の報道に對して失望を感じたのであります。またある者は、憤りのあまり國會に對する信頼の念を失つたことでもありましよう。靜かに私たちは、わが國の現状を考えてみなければならないと思つてあります。

わが國は、今や一刻も早く民主的、平和的文化國家として立ち上り、世界の信用を得なければならぬ立場にあるのであります。ポツダム宣言の十二條には、「平和的傾向を有しかつ責任のある政府が樹立せられるにおいて、連合國占領軍はただちに日本國より撤收せらるべし」と書いてあります。平和的にして責任ある政府の樹立の全責任は國會にあります。かくのごとき重大な責任を持つ國會の一挙手一投足は、全國民のみならず、諸外國の環視の中に置かれております。かかる重大なときに今回の事件が勃発したの對して、諸外國では啞然としてこの醜態を見守つてゐる次第であります。

かくのごとく、國內においてのみならず、國際的にも國會の信用を失墜せしめたこの事件の責任は、ひとり泉山氏の職相辭職、議員辭任によつて解決せらるべきでなく、吉田内閣の全責任であり、また國會あげて自責しなければならぬ道義的責任を感じすべきであります。（拍手）

しかし、ここで私たちは、今回の不祥事件發生の原因を突き詰めて考えてみなければなりません。その原因の一つとして、節度を越えた飲酒といふことが言えるのであります。（拍手）さきに石炭國管案審議の際に、議員の一人が議場に汚点を残したのも、酒のためであります。あの際に私たちは、議場内肅正の決議案を提出しようとしたのであります。ところが、今回に限り各自の自衛にまとうといふので、それを握り潰されてしまいました。しかるに、その結果再びかくのごとき醜態が生じたのであります。

酒は、疲労回復のために、ときには必要でありましよう。また、ときには飲んで楽しむこともありましよう。しかし、公務員がその職務において酒氣を帯びて執務せざるがごとく、議員たる者が酒氣を帯びて議場に臨むがごとく、これは、嚴に慎しむべきであります。（拍手）あの翌日の英字新聞によると、酒が自由に溢れていた會議で云々と書いてありましたが、國會に行けば、いくらでも酒が飲めるというような印象を與えたことは、まことに遺憾とするところであります。（拍手）

國內ではインフレが蔓延し、勤勞階級の生活がますます苦しくなり、對外的には外資導入及び講和會議促進のた

めの國內態勢を整えなければならぬときに、議員は身命を賭して、日本再建のため、國民の要望にこたえるために、その職責を果すべきであります。政治家は、民に先んじて憂え、民に遅れて楽しむといふ信念のもとに、その行動をなすべきであります。（拍手）今回のこのマイナスを取戻すためにも、かつ將來再びかかる過ちを繰返さないために、滿場一致この決議案に賛成あらんことを望みます。（拍手）

○副議長（田中萬逸君） 討論の通告があります。これを許します。武田キヨ君。

〔武田キヨ君登壇〕

○武田キヨ君 たいいま上程せられました院內肅正の決議案に對して賛成の意を表するものでございませう。

私も國會議員は、國民の正しい高い希望を國會を通じて実生活に實現できるように努力する責任があるのでございませう。（拍手）私どもに寄せられたこの國民の信託は高く、かつその期待はこの上もなく大きいものと考えられております。すべての國民が、國會のあり方や國會議員の行動について非常な関心を持ち、注目しておりますこと、現在のようなのは、かつてないのでございませう。これは、もつぱら國民の政治に對する熱意の現われでございまして、民主政治達成のためには当然といへ、この國民的自覺は喜ばしいことと申さなければなりません。私も議員が、この重大な責任を果したためには、われわれの全智全能を盡し、ましてはなほ足りないものがあ

り、今日強い國民的信念のもとに、お

互いが國家再建の最善の方途を誤らないように、ほとんど晝夜のわがちなく努力精進いたしておりますことは、お互いの良心に尋ねまして恥じないところであると信じます。（拍手）

しかるに、この際たまたま少數の人数の議員がその責任の遂行に疑義をはさまれるがごときことがあり、ひいては國會の權威の輕重まで問われるようなことになる憂えがあるといふことになりますれば、それは、わが國の民主政治發達のために重大な障害であると申さねばなりません。（拍手）あくまで、われら議員は日夜自責自戒いたしまして、よりよき議員活動のために、人間の弱點として陥りやすい点はあるかじめこれをとり除いて、足らざるを補う心持を持つて行かなければならぬと存じます。

酒氣を帯びていたします行動は、ややとすれば慎重を欠きます。ふまじめと見られやすいものであります。議員活動の主体である法案を審議する本會議及び委員会では酒氣を帯びることを禁止するといふことは、事は瑣末のようではございますが、われわれ議員が國民の最高の信託に沿う嚴肅な心持から、またその職責の遂行に万全を盡すための態度として、このくらの心構えは當然であると思つてございませう。（拍手）

右の意味におきまして、私はこの法案に賛成をいたすものでございませう。（拍手）

○副議長（田中萬逸君） これにて討論は終局いたしました。採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

供出と農産課税の減免に關する緊急質問(的場金右衛門君提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、的場金右衛門君提出、供出と農業課税減免に関する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○副議長(田中萬逸君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

供出と農業課税の減免に関する緊急質問を許可いたします。的場金右衛門君。

〔的場金右衛門君登壇〕

○的場金右衛門君　私は、供出の制度と農業課税のことにつきまして、大蔵大臣及び農林大臣にお尋ねをいたします。

まず供出の制度のことです。が、農家の自家食糧その他農家が自家で消費するものについては、許された限度の保有量が認められておるはずであります。今日米麦、甘藷等を供出したしますのは、食糧管理法及び食糧確保臨時措置法等によりまして供出せしめられておるのでありますが、これによりますと、法的には自家の食糧や自家の飼料等生産者の自家消費量は保有せしめて、その残余を全部政府に賣り渡すということに相なつておるのであ

ります。従つて、自家消費量に不足する零細農家の供出を強要されるという場合はあり得ないはずなのでありますし、一般農家も、許された範囲内の自家消費量を保有して、残りを供出せなければならぬはずなのであります。が、農村の実際は、さうになつておられません。大部分の地方が自家消費を賄ひ得ずして供出をいたしまして、数箇月間は、安い價格で供出をして、高い價格で配給を受けてゐる。かような状態にあります。農村は自己の食糧さえも配給を受けつつある実情にあります。

なれど災害がありますれば、その災害のあつた分については割当を補正して、修正いたしまして減免しなければならぬはずであります。が、災害を受けましても、この補正が行われない、行われても、それが遅れて、供出を強要された後に補正が行われる、かようなことになつておるのが實際の状態であります。いまだ少し徹底的に、かようなことのないように、この処置を考えなければならぬと思つております。が、政府におきましては、いかなる指導をなすつつあるのか。また、これが取扱ひの方法が不都合な状態にあることを、よく御承知になつておるのであります。か。農村の実情を知る私どもは、まことに農民に對して同情せざるを得ないのであります。か。やうな点を是正する御意思があるのか。今指導しておられる指導は、まことに不徹底であります。法律違反になつておると思つております。この点を、まず第一にお尋ねいたします。

次に、今年行いました匿名供出の間

題でありますが、早期供出の奨励金あるいは超過供出の代金については納税の対象にしないというようなふれ出しで、農村ではこれを信じて供出をいたしております。匿名供出をいたしまして、それが今日になりますと、申告課税であるから税金の対象になるのである、かようなことであります。匿名供出というようなことは何のために指導し、何のために今年は匿名供出ということをなさつたのでありますか、この点を伺いたないのであります。私どもは、税金の対象にもならず、翌年の供出が過重にならぬように超過供出は匿名でやる、こういうわけであります。

ようか。甘藷の價格が、悪い質のいもに利益があるようになっておるから、かようなことになるのであると思うのであります。水分の多いいも、收穫量の多い悪質のいもの生産者が利益を受ける半面、澱粉含有量の多い、收穫量の少い優良いもの生産者は、收量の少いだけ損をしておるのであります。その結果は、悪質で多收で貯藏輸送の困難ないもの奨励となつておるのであります。まづたく奨励が逆になつておる。それで、今年のいものごとく、消費者がきらつて配給を拒否し、水分が多いから腐る、腐敗いものが各地に山積される状態となつたのであります。

す。の澱粉は品質が同じものである。同じ澱粉には價格の差を置いて、品質の違ういもには差がない、あつても少い、かような不合理な取扱ひがされておるのであります。かような不合理なことは、だれが一体考えてやるのでありますか。同一の品質の澱粉は同一の價格にすべきものではないか。しかも澱粉だけがそういうことになりまして、同じいもでつくります、しょうちゆう、酒のごときは、價格の差がなないのであります。ただ澱粉だけが、さようなことになつておる。これは、悪いいもの生産地にあります澱粉業者の運動によつて、かようなことが行われ

ておるのではないかと、われ／＼は疑わざるを得ないのであります。

次に、生産者の供出價格と、消費者の配給を受けます配給價格とは、非常な違いがあります。玄米一俵供出する價格と、配給を受けます價格を計算いたしますと、三百八十三円八十六錢八厘の違いがあります。米一俵三百八十何円という違いがある。こういう大きな開きは、何で必要があるのでしょうか。いも十貫匁には百五円の開きがあります。百姓が今日の前でもを供出したしますと、その十貫のいもに百五円加算されて、お隣りの貧困者、いもさえも配給を受けなければならぬ、かわいそうな貧困な者たちが、今供出した價格に、何の手数もかからないのに百五円加算されて、配給を受けてつづきます。今日の供出制度なり配給機構を改めまして、この中間搾取をなくすべきではありませんか。生産者の協同組合で、みずから供出をすれば、何もいらない。消費者の協同組合で、み

ずから配給を受ける、かような仕組にいたしまして、この莫大なる経費を生産者と消費者へ與えるくふうをなさなければならぬと考へますが、政府は、これに對していかなる見解を持たれるのでありますか、このままでよいとお考へでありますか、この点を伺ひたいします。

○副議長(田中萬逸君) 的場君、時間が参りました。お急ぎを願います。

○的場金右衛門君(続) 最後に、農村の課税につきましてお尋ねいたします。

農村は重税に苦しみまして、肥料の配給さえ受けられない者が続出する実情にあります。農業課税につきましては、不合理、不適正なるものが多いと思ひます。生産費は過小に見積り、收穫は過大に見積りまして、税額を多くすることにだけ苦心し、農家の申告はまつたく無視して課税されるありさまであります。なお二重三重の課税さえあります。たとえば家畜の飼料作物を栽培いたしますと、それを販賣しないのに税の対象となる。それによつて生産されました畜産物には、さらに課税をされます。なお、自家に緊留する牛や子馬を市場へ出しますと、販賣をしない自家緊留のものにも課税をされ、なお販賣するときには、さらにまた税金がかかる。二重、三重、四重と、同一の収入に課税がされております。

これは、いまだ少く農業課税を緩和し、堅実なる農村を育成して生産の増強をはかり、税源を培養することを考へねばなりません。百姓をぬれ手ぬぐいと心得て、しほるほど出ると考へた

ら、たいへんな間違ひであります。今の農村は、しほつても出ない。ぬれていらないのであります。しほる前に、まづぬらさなければならぬ。搾取の前に——しほりとる前に、まず與えなければならぬ。農村を健全なるものに育成して税源を培養するという意味で、いまだ少く重税を緩和し、合理的に公平適正なる課税に是正する具体的方途は、お考へになつておりませんか、このままでは相済みぬと思ひますが、いかなる方策によつて農村課税というものを適正に是正しようとするのであるか、この点を伺ひする次第であります。

〔國務大臣周東英雄君登壇〕
○國務大臣(周東英雄君) お答えをいたします。

第一のお尋ねであります。農家に對する事前の供出割当が、後に災害のために減收したときに、その補正が非常に遅れる、また不適正である、これに對して適正な指導をしてもらひやないかというお尋ねであります。まことに今日の場合、まだ作報事務所等の充実に遅れておりますために、災害減收等における的確な調査が十分でないために、所によりましては、その減收の実態が的確につかめておらないために、いろいろ問題の起きておる所もあることは、御指摘の通りであります。これらにつきましては、順次適當な処置を講じつつあることを御了承を願ひたいと思ひます。なお今年は、災害調査に對しまして一應線を画したのであります。地方によりましては、実收高の調査におきまして、予想外に減收のところがあつたのであります。

すが、これらに對しましては、今後ともできる限りの処置を講じたいと思つております。

第二に、匿名供出は何の意味かというお尋ねであります。これは前内閣の終りにできたのであります。これは御指摘のように、最初から別に税を免れるために匿名になつたのではないのであります。どこまでも税は申告税予納制度をとつておりますから、匿名であろうがなかろうが、これは正しく実收について申告をすべきものであります。それから、その対象にはなつておらない。しからば、それは何かといいますが、主としてこれは來年度の割當に關して基準にとらないうやうに、こゝで匿名になつたやうであります。しかし、私も考へます。に、あまりこれは実体的に効果はないのじやないか、これは検討してみたいと思ひます。

あるというお話であります。これは消費者價格におきましては、今日食糧需給特別会計の費用が全部消費者價格に織り込まれることになつてゐるために、おのずからこの費用が多くなり、價格が増大しております。この中につきましては、相當に考慮を要する点が多々あると思ひます。同時に、食糧配給公團等における経費に實際的な檢討を加えて、でき得る限り消費者價格に織り込まれるべき部分を少なくすることに努めたいと思ひます。

最後に農業課税の問題であります。この点につきましては、御指摘の通りであります。従ひまして、今後の農業課税については、でき得る限りこれを軽減するためには、何と申しましたも、農業所得決定の基準に對して改善を加へること、それからもう一つは、農業課税は所得の申告主義をとつてゐるのに對しまして内面指導をすることと同時に、この査定にあたりまして、民主的にものと農村等におきまして適當な機關を設けて諮問をする制度をとること等につきまして、財務當局と相談をいたしておる最中でありま

〔政府委員塚田十一郎君登壇〕
○政府委員(塚田十一郎君) 大臣にかりまして御答弁申し上げます。

農業課税が非常に重いという御質疑の点は、私も、まことに同感であります。しかし税が重いのは、実は今日の狀態におきましては、農業課税だけではないのであります。他のすべての税が非常に重くなつてゐる点は、私も非常に懸念いたしておる点であります。そこで、御承知のように所得

税は、所得のあるところに税をかけるというわけには参らないのであります。私は、今日のこの農業所得という問題については、むしろ農村の所得が、總収入と總必要経費との十分なる勘案によつて適正に把握されてゐるかどうかというところに、問題があるとお考へるのであります。そこで、収入の面には、ほとんど今日の狀態では問題はないのであります。むしろ必要経費の面には十分なる考慮が拂われておるかどうかという点に、今日の農業課税におきましては非常な問題がある。そういうことによりまして、前

國會以來、私も財政金融委員會におきましていろいろと審議をいたしまして、本年度におきましては、早場米の供出奨励及び超過供出米に對しまして、特にそれらの場合には経費がよけいにかかるという事情を十分に考慮して、少くとも農業課税が適正に行われますように、第一線にもそれ／＼指示をいたして、万全を期しておる次第でございます。

○的場金右衛門君 同一品質の澱粉の價格は同一にしなければならぬと思ふのであるが、大臣はどう考へておられるか、お聞きしたいのであります。

〔國務大臣周東英雄君登壇〕
○國務大臣(周東英雄君) 大体その点につきましては私も同感に考へますから、研究いたしたいと思ひます。

炭鉱國管問題に関する緊急質問
(花月純誠君提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの

際、花月純誠君提出、炭鉾國管問題に
関する緊急質問を許可されんことを望

○副議長（田中萬逸君）　今村君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

炭鋇國管問題に關する緊急質問を許
可いたします。花月純誠君。

「総理大臣を出せ」と呼ぶ者あり」

○副議長(田中萬邊君) 総理大臣は、ただいま参議院の予算総会に出席中であります。

〔花月純誠君登壇〕

○花月純誠君 私は、いわゆる炭管問題の眞相並びにその政治責任について質問いたすのでありますが、答弁を要求する関係は吉田首相と殖田法務総裁でありますけれども、ただいま吉田首相は、緊急な御用事でおいでになりますから、法務総裁が十分これをお聞きのところを十分お伝えおき願つて、適當な機会において御答弁を願ひたいのであります。

吉田内閣ができましたときに、その十大政綱の一つとして、いわゆる政、財、官界の肅正をあげられましたことは、当然ではありますけれども、國民が大いに喜んで期待をいたしたと思うのであります。今日まで、相當この問題は摘発せられたのでありますけれども、今日、今の瞬間において、われわれ並びに國民の感じておりますところは、どういふことかという、あの昭電事件で、芦田前首相が召喚をせられた

ました。あるいは社会党の何がしが召喚せられたというような問題で、國民に與えておる印象は、まづ民主党の重大なる出血と、次いで社会党の不評であります。ところが、ここになお残つておる問題は、いわゆる組織疑獄がまだ相当發展するという予想と、もう一つ重大なのは、石炭國管問題が一部手はつきましたけれども、そのほとんど大部分が、これから先に摘発をされるという実情にあつて、同じ政、財、官界の肅正でありながら、おそらくは民自由党の中出血を多く要求せられると想像される問題だけが、今日明日に解散を控へまして、われ／＼が實に残念に思うところであります。

私は、この問題を実は論議するつもりはなかつたのでありますけれども、こういう問題を急遽質問いたします理由を申し上げますが、それは、ようやく本日となつて、私はこの質問をせねばならぬという一つの確信を到達したのである。なぜか。私は、單なる想像をもつて言うのではなくして、政治家の責任においてこの演説をするのであります。私が、新聞雜誌、人のうわさ、あるいはその他重要ないろいろ複雑多岐な問題を靜かに考へて、ようやく昨日ごろ、この石炭國管問題が眞の中核線に到達したという私は信念を抱くに至つた。なぜか。

私は、當時自由党におりまして、その眞相を知らなくとも、當時の霧雨氣味だけは、はつきり私は知つてゐる。しかも當時、私は、この問題について實にふしぎな点を數々と発見しておつたのであります。その後民主自由党が成立いたしますときに、あの人々々々

と一緒にすることは断じて私は賛成を
しないと称して、二十数名の者と署名
捺印をして、これに反対をいたしたの
でありますけれども、いよく／＼とな
つて、これを断行したものは、実は私
一人であつたのであります。(拍手)そ
の雰囲氣をほんとうに知つて、いよい
よこれはその中核に達したという確信
を持つに至りましたので、この緊急質
問をなすに至つたのであります。

私は、この点において、こう思います。今日たゞいまいにおいて、私の信ずるところによれば、ある人々が、すでにもう逮捕せられる状況にあると私は信じておる。(拍手)そこで私は、あの芦田首相あたりが、天下にあれだけ影響を與えたことは、もちろんその地位によりますけれども、現職議員として、この席上で論議せられた、これが非常に影響があると思う。この意味において、もしも石炭國管問題に関する人々が、この議場において、今日でも明日でも逮捕要求せられるということがあつたならば、たゞそれが普通の議員であつても、私は相当天下に影響すると思うのでありますけれども、解散をせられたあの影響というものは、同じ議員がかりに逮捕せられましても、少いと思う。

この意味において、私は吉田首相にお尋ねを申しておくのでありますが、もしも解散直後において、あなたに属しておられる人々の中に相当多数の出血が出ました場合には、一体どうなさるか。この問題は、私の信ずるところによると、今じやなくて、議院が解散せられまして、この選挙中、すなわち議員のない間に発展する可能性がある

と私は信じておる。すなわち今じやなくて、選拳の済んだ後じやなくて、選拳を執行する最中においてすらこの問題が最も発展すると、私は諸多の事情によつて確信を持つておるのであります。

その場合に、私は第一番に、そうい
う議員が——今の議員でありますが、
選挙中においては、もう一國民となつ

ではないか。新聞記事を見ましても、あの千葉無盡の問題を聞きましても、あるいは先般の百五十万円云々の問題を聞きましても、私はそういうことが予想せられるのであるということを考へてみたとき、一体その事態が起りなosoそれが選挙の最中には、どういう態度をおとりになるかということをお、私はこの際聞いておきたい。

が、今日のこの石炭國管問題の調査の
なほ法務總裁にお尋ねしておきます
が、今日のこの石炭國管問題の調査の
眞相を、私はお聞かせ願いたい。なお
今後のその發展の見通しについて、で
きるだけ詳しく私はお聞かせを願いた
い。ただ、こういうことをなせ聞きます
かという、不正というものは、檢察
廳がこれを知つて初めてわかるのでは
なくて、すでに現存しているのだ。こ
の間の田中角榮君の問題にしまして
も、われ／＼がすでに十分知つていて
ような問題についてさえ、法務總裁
は、これは容疑があるかどうかから
ぬからというような答弁をされたこと
を考へてみますと、私は、よほどしつ
かりなさいますと、この眞相という
ものはなか／＼つかめないと思う。こ
ういう意味におきまして……

○副議長(田中萬逸君) 花月君、重
て注意します。

○花月純誠君(続) 法務総裁はどうか
う考えをもつておられるか、これに對
しまして明確な御答弁を要求するのた
あります。

時間が参りましたから、これで失礼いたしますが、私の間わんとするところは、実は今明日に解散を控えた重要な問題でありますから、特に政府の明確な御答弁を要求してやまぬ次第であります。

〔國務大臣殖田俊吉君登壇〕

○國務大臣(殖田俊吉君) お答えをいたします。

前半の御質疑は、總理大臣に対する御質疑のように承りました。よく御趣旨は承りましたから、總理大臣に傳へまして、いずれお話があるかと思ひます。私が伺ひました分は、石炭國管の問題はどうなつてゐるか。これは事捜査中に属しますので、せつかくであります。お答えができません。しかしながら、各種の事件が起りますれば、何も電氣のモーターがまわるように檢察が時間的に動くのではあります。んから、停頓するときはありますし、進行するときはありますし——であります。

「——とは何か」と呼び、発言する者多し

○副議長(田中萬逸君) 靜肅に。

○國務大臣(殖田俊吉君)(続) そうして、いついかなるときに、どこに發展しますか、どこに星が落ちて参りますかわかりません。しかしながら……

〔発言する者多し〕
○副議長(田中萬逸君) 靜肅に。
○國務大臣(殖田俊吉君)(続) お聞きなさい。——檢察は最も嚴正公平であります。政党であらうと個人であらうと、容赦しません。(法律の問題ではないやないかと呼ぶ者あり) 法律の問題です。法律上の問題である。人間がするのです。檢察がやるのです。

〔発言する者多し〕
○副議長(田中萬逸君) 靜肅に。
○國務大臣(殖田俊吉君)(続) 嚴正公平にやるのである。嚴正公平にやる。〔取消せ——〕と呼び、その他発言する者多し。わからぬか。嚴正公平に……

〔発言する者多し、議場騒然〕

○國務大臣(殖田俊吉君)(続) わかりました。事柄はわかりました。事は私の誤解です。

〔発言する者、離席する者多し〕
○副議長(田中萬逸君) 靜肅に願ひます。御席席を願ひます。

○國務大臣(殖田俊吉君)(続) ただいま私の言葉が悪うございました。それは取消します。しかしながら、花月さんに申し上げますが、それは事件というものは、何も機械的に來るのではない。事件は山のように出て來ることもあるし、出て來ないこともある。それに應じて檢察が動くのであつて、必ずしも機械のように、きようは十分、きようは二十分というわけには行かない。それは十分覺悟されなければいけません。これは、いづどこで出て來るかわからぬ。いつ飛行機が飛んで來るかわからぬ。

〔發言する者多し、議場騒然〕
○國務大臣(殖田俊吉君)(続) 取消した言葉じやありませんか。言葉は取消した。取消した言葉だから、もう一べん言い直しておく……

○花月純誠君 議長……

〔發言する者多し〕

○副議長(田中萬逸君) 花月君、あなたの時間は超過しておるから、自席から簡潔に願ひます。

○花月純誠君 ただいまの法務總裁の……

〔發言する者多し、議場騒然〕

○副議長(田中萬逸君) 靜肅に願ひます。

○國務大臣(殖田俊吉君)(続) 嚴正公平にやるのである。嚴正公平にやる。〔取消せ——〕と呼び、その他発言する者多し。わからぬか。嚴正公平に……

〔發言する者多し、議場騒然〕
○副議長(田中萬逸君) 靜肅に願ひます。

す。——靜肅に願ひます。

〔發言する者多し、議場騒然〕
○副議長(田中萬逸君) 登壇してはいけません。登壇を許しません。あなたの時間は超過しておる……〔發言する者、離席する者多し、議場騒然、聴取不能(靜肅に願ひます。)(發言する者、離席する者多し、議場騒然) 花月君——花月君、各派の協約ができました。登壇を許します。簡潔に願ひます。

〔花月純誠君登壇〕
○花月純誠君 ただいま法務總裁からの御答弁は、大体において承りましたのであります。しかしお言葉の中に……なんとかいってお言葉がありましたか……

〔發言する者多し〕
○副議長(田中萬逸君) 靜肅に願ひます。

○花月純誠君(続) ただ、ああいうお言葉が出ますうちに、私は実は一つの疑点を持つ。それは、檢察當局におきましては嚴正公平でありますけれども、その上層部において、かなりそこに謀略があるのではないかと……

〔副議長退席、議長登壇〕
ことに、先ほど申し上げました田中角榮君の問題のときに、容疑があるのかどうかというやうな問題が言われているときに、すでにわれわれは、その内容までかなり詳しく知つておつたのであります。それは、不正というものは、檢察廳が初めて知つてこれを摘発するのでありますけれども、犯罪そのものは民間にすでにあるのであつて、ある意味におきましては、何にも知らない民間の方が詳しいこともあるのであります。

〔發言する者多し、議場騒然〕
○副議長(田中萬逸君) 靜肅に願ひます。

○花月純誠君(続) ただ、ああいうお言葉が出ますうちに、私は実は一つの疑点を持つ。それは、檢察當局におきましては嚴正公平でありますけれども、その上層部において、かなりそこに謀略があるのではないかと……

〔副議長退席、議長登壇〕
ことに、先ほど申し上げました田中角榮君の問題のときに、容疑があるのかどうかというやうな問題が言われているときに、すでにわれわれは、その内容までかなり詳しく知つておつたのであります。それは、不正というものは、檢察廳が初めて知つてこれを摘発するのでありますけれども、犯罪そのものは民間にすでにあるのであつて、ある意味におきましては、何にも知らない民間の方が詳しいこともあるのであります。

〔發言する者多し、議場騒然〕

○副議長(田中萬逸君) 靜肅に願ひます。

○國務大臣(殖田俊吉君)(続) 嚴正公平にやるのである。嚴正公平にやる。〔取消せ——〕と呼び、その他発言する者多し。わからぬか。嚴正公平に……

〔發言する者多し、議場騒然〕
○副議長(田中萬逸君) 靜肅に願ひます。

りますから、どうか法務總裁は、こりうことを十分御注意になりまして、今後この問題につきまして、よほどの確信をお持ちになると同時に、すでにそういうことを疑われておりますところの、政略的に断じて利用せられまぜんように、特に私はお願いをいたしておるのであります。(具體的に言え)と呼ぶものがあり、具體的に言へば、私の目的とは違ひます。私は、さうな党利党略において立つたのと違ひるのでありますから、さうなことは申す必要はないのであります。これを法務總裁にお願ひをいたしまして、私の再質問を終りたいと思ひます。

○議長(松岡駒吉君) 法務總裁は答弁がないやうであります。

經濟安定九原則に関する緊急質問(平川篤雄君提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、平川篤雄君提出、經濟安定九原則に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕「反対」「進行々々」と呼び、その他発言する者多し

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。——靜肅に願ひます。あらためてお諮りします。今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられまして、經濟安定九原則に関する緊急質問を許可いたします。平川篤雄君。

〔平川篤雄君登壇〕

○平川篤雄君 私は、連合軍總司令官の日本政府に対する指令に關しまして、總理大臣並びに安定部長官の所信をただしたいと思ひます。

日本の經濟安定並びに復興が、徹底した壊滅の現実から發足しなければならぬといふこと、從つて回復は緩慢であり、建設は長期にわたらざるを得ないこと及びこれがためには物資と資金を合衆國から仰がざるを得ないこと、この三点は、必然的に日本經濟のあり方を制約し、嚴格な計画を要求するものであります。現実においては、私利私欲は公益のために大幅に制限せられざるを得ず、經濟における自由の方式は、單に手段的な立場を許されるのみであります。

先日辻さんは、自由經濟の方向にわが國の經濟態勢を切替えて行くとか、あるいは、わが民主自由黨が自由主義經濟を目標として統制の緩和排除に向つて前進を試みんとするとか言われておるのであります。かかる目的的な把握は、少くともここに數箇年は現實に即せざるものといわざるを得ません。大屋商工大臣は、いわゆる爲替レートの設定、それから徹底した企業合理化といふやうな事柄、従ひまして不必要な統制は撤廃する、御承知の通りの事柄をうまく組合せまして、生産第一主義を説明しておられるのであります。戦前の過剰生産時代の合理化をそのまま当てはめることによつて、結局は弱小なる者の犠牲において企業合理化を行い、生産を上げようという思想にすぎないのであります。か

るな方式は、指令の冒頭に示されまし
た、經濟の安定は日本の經濟復興を繼
続し、アメリカの支出した資金を有効
に使用せしめることを保障する、最も
緊急な必要事である、という言葉に反
するものであります。われ／＼は、すみ
やかに長期復興計画を國民の立場にお
いて樹立して、誠意をもつてこれが実
施に当らなければなりません。かかる
計画を得たからは、少くともその期間
は、いかなる内閣が出現しようとも、
その政策は、すでに制約を免れる
ことは不可能であります。要は、ここ
数年は計画經濟を行わざるを得ず、
しかも、從來にも増しての強化促進を
この指令は命じておるのであります。

政府並びに民主自由党の諸君の主張
の根柢にあるものは、これとまったく
矛盾したものであります。政府與黨の
政調会長は、民主自由党の政策と何ら
異なると言いつつも、率直に政策の轉
換を認めておられるように、紙上に拜
見をいたしました。本指令は、徴税、
融資、資金、貿易管理、物價統制、配
給制、当制度、供出制度等の強化拡大を
要求しておるのであります。吉田内
閣成立以來、各閣僚の言明と相違する
点が多々あるように考える次第であ
ります。この点に關し、各大臣を代表し
て經濟安定本部長官から、從來の御方
針に変更があるかないか、また中に
は、さつき手をつけないければならな
い問題があるのでありますが、これに
ついて、いかなる御措置をおとりにな
ろうとおられるのか、この際お聞きし
ておきたい次第であります。

さて、吉田内閣の閣僚諸君や與黨の
諸君は、自由經濟への復元、統制の撤

廢をただちに可能であるような印象を
大衆に與えておることについては、ま
た猛省をしていただかなければならな
いのであります。前二代の總理大臣
は、その施政の演説におきまして、國
歩のきわめて艱難なる事情を率直に披
瀝しまして、國民に耐乏と勤勞とを要
請し、その救國的熱情に訴えるところ
があつたのであります。先日の首相
の演説は、すべてこれ黨派意識の露骨
なる表現にとどまり、泉山氏の經濟に
關する演説も、まづたくその域を出て
ないものであります。このように、政
府が國民に安易な感じを與え、大衆の
歡心を買うために事態を正視すること
を阻害するような種々の宣傳をなすこ
うことは、まさに許すべからざるこ
とであります。閣僚諸君の御答弁は、
一部少数の者の心からなる喝采を浴び
ております。次にみづから被害者とな
ることを自覚しない混亂期の大衆の
感情をくすぐつておる。しかし、識者
とまじめな生産者は、冷たく批判し、
憤激すら覚えておるのであります。

吉田内閣の存在は、長ければ長いほ
ど國民を極端な両翼に分裂せしめる。
承るところによりますと、總理は四國
の大会において、政界は民主自由党と
共産党があればそれで済むと言われた
のであります。このような思想をお
持ちであるならば、この現実の担当者
である資格はありません。平等に困苦
をわかち、すべてをあげて協力すべき
事態に直面しながら、日々勞苦のみぞ
を深め、抗爭を激化し、國民の協力態
勢を崩壊せしめつつあるのでありま
す。

指令は、日本人の全般的な生活水準が
どの程度まで改善せられるかは經濟の
安定復興に日本人が全面的な支持を與
える度合いのいかんにかきめられよう
といつておられますが、かかる際にお
いては、勤勞者諸君を不逞のやからとし
て敵にまわすような政府では、支持の
度合いに期待することは思ひもよりま
せん。(拍手)まして、日本國民が經濟
安定復興の計画を実施するにあつたつ
て、どんな業績を示すかは、將來日本
から追加資金を要請する場合にしんし
やくせられる材料となるやうにあるに
至つたとき、國民の落胆はその極に達す
るのであります。かくて、吉田内閣の
存在はまさに罪惡であると申しても過
言ではないのであります。(拍手)總理
大臣は、この点に關し責任を痛感され
ますかどうか、お答えを願いたいので
あります。

先日岩本國務大臣は、與黨代表者の
質問に答へまして、行政整理の計画
を、まことに颯爽と語られたのであり
ますが、本會議においてこれを追究せ
られるや、民主自由党の研究した政策
であると称して、何ら恥する色がなか
つたのであります。かかる態度は、決
して岩本國務大臣にとどまりません。
かかる指令を受けるやうな情勢下にお
いては、政界政治であるといへ、そ
れしも國際的制約と國內事情による限
定を受けておることは、賢明なる閣僚
諸君のよく承知せられておるところで
あります。取引高税とか、自由販賣と
か、それは必ずしも根本的な問題では
ない。そのような選挙對策的論議のた
めに日々を過すべきではないのであり
ます。閣僚諸君は、民主黨員ではあり
まして、國際的には日本の最高指導

者であります。よかれあしかれ、列國
は諸君を注目し、諸君の言動は日本の
歴史を決定するのであります。私に嚴
重なる反省を要求いたします。
經濟安定措置の目的に對しまして
は、政治的な闘争やイデオロギー的な
批判というものは一切許されず、と
マ元帥の畫簡にあるのであります。選
挙を前にして、民主自由党内閣は、
この言論の問題につきまして何らかの
措置を講ぜられる用意があるのであ
りますか、この点を明らかにしていただ
きたいのであります。
われ／＼は、解散を前にいたしましたし
て、この指令を政府が受けましたこと
は、總理を初め現内閣に對する重大な
警告であると考えております。かつて
第一次吉田内閣の末期にも解散を前に
いたしました……
○議長(松岡駒吉君) 時間がきわめて
わずかしかりません。
○平川篤雄君(続) 閣僚方面より警告
がありまして、時の大蔵大臣石橋湛山
氏は、自由党は決して野放図な統制撤
廢はやらないのだと声明をした事実が
あります。まさに時を同じうして同
じようなことが起つたことは、私はは
なはだ意味があると考えざるを得ませ
ん。總理大臣は、はたしていかなる感
懷をもつてこの指令を受取られたので
ありましかうか。内外に對する現政府
並びに民主自由党の今後の方針をこの
際鮮明せられることが、正しい選挙が
行われるためにも、はたまた國際的疑
惑を一掃するためにも、絶対必要と信
ずるものであります。この点に關し、
總理の誠実なる御見解の開陳を要求し
てやまない次第であります。(拍手)

「議長、時間をはかつて置いてく
ださい」と呼ぶ者あり」
○議長(松岡駒吉君) 時間はちやんと
見ております。
○國務大臣(周東英雄君登壇) お答えしま
す。
このたび經濟九原則をマツカーサー
元帥から示された、これに對して政府は
すべての政策をかえる必要があると思
うかどうか、という御趣旨の御質問であ
ります。今日あらためて九原則が出た
というのを、しきりにおつしやいま
すが、私どもの考えるところは、本年
の七月に出した九原則の内容とは、
ほとんどかわつておりません。ただこ
の七月はマツカーサー元帥から示し
になりましたが、このたびはワシント
ンからマツカーサー元帥に對して指令
が出た点が違つている点であると思
います。
しかし、その内容とするところを
見ましても、今後日本政府の經濟安定
を期するために、單一爲替レートの設
定と輸出貿易の振興によつて日本の國
力を安定せしめるといふこと、このこ
とに對しては、すでに民主自由党
は在野當時におきまして、七月の十五
日に、爲替單一レートの設立を目的と
してあらゆる総合施設を集中すべきで
あるといふことを發表いたしておりま
す。しかし、この点におきまして、
このたび出ましたところの經濟九原則
の内容は、財政金融、それから物價、
資金等につきまして、その施策という
ものはすでに發表した民主自由党の施
策とかわつておらぬことは当然であり

しかし、諸君から今御質問がありましたが、民主自由党は、物價統制におきましても、從來発表いたしてありますものは、あくまでも必要な統制については、有効適切な方向に集中いたしてこれを行う、しかしながら、不必要の統制についてはこれを解く、ということをお願いするのであります。この点については、政策の矛盾はございません。しかしながら、新たに單一爲替レートの設定ということが起ります以上、今後におきまして、物價政策におきましても、ただ單に國內物價の關係だけでこれを規制することはできず、今後におきましては、國際物價に國內物價をさや合せをするというようなこと及び國際物價にのつて行われる國內物價の問題は、當然にこれを維持するために、あらゆる面において、企業の合理化と生産コストの低下に向つて、すべて企業の合理化、健全化のあらゆる施策を集中して行かなければならぬことは當然であります。そういう面からいたしまして、わが党の政策は、それらに集中いたす考えでありますので、これらについて、わが党の政策と矛盾することはなく、この新しい立場において、内閣は新しい情勢に應じて施策を立てて行くつもりでありますから、御安心願いたいと思ひます。

○議長(松岡駒吉君) 田中織之進君より、議事進行に關して発言を求められております。これを許します。田中織之進君。

○田中織之進君 私は、先ほどの花月

純誠君の質問に對する殖田法務總裁のきわめて不謹慎かつ不穩當なる答弁に關しまして、議事進行上、この際発言をいたしておきたいと思ひるのであります。

先ほどの本議場におきまして、御承知の通り、われ／＼は議場内肅正に關する本院の決意を表明したはずであります。しかも、日ごろきわめて謹嚴な態度で率直なる答弁をすることをもつて、われ／＼は一應法務總裁の答弁態度を了承いたしておつたのであります。その謹嚴なる殖田法務總裁が、この決議案の可決後いくばくもたないのに、いささかあるものを含んだがごとき態度をもつて、事きわめて嚴正なるべき檢察權の發動に關し――なる表現を用いるがごとき――これは先ほどわれ／＼の要求に基いて法務總裁は取消しましたけれども、そのほかにも、心にやましいことがあれば、威丈高になつて威圧するといふがごとき、あなたは発言をなされておるのであります。私は、法務總裁の答弁こそ、やましいところがあるから威丈高になつて、われ／＼に對してきわめて不當なところの威圧をもつて答弁をしたものであると解するのであります。

花月君の質問された問題は、法務總裁にとつてはきわめて重大な質問である、われ／＼は考えるのであります。最近の檢察當局のやり方を見まするならば、われ／＼は、そこにきわめてへんばなるものを見出すのであります。ある意味においては、政略的な取締り方針が行われておる。そういう態度は、法務總裁として檢察當局を指揮命令する立場にある者として、きわめて嚴重に考えなければならぬ問題であると思ひるのであります。

法務總裁も御承知の通り、最近檢察當局において石炭國管問題等に關連いたしまして家宅搜索を行はれたことが報道せられておる議員諸君が多々ある。それらの問題に對して檢察當局がとりつあるその後の態度、しかも先般、わが黨の水谷長三郎君等に対する任意出頭の問題のごときは、まさに政局がきわめて重要性を帯びているときに、あつた内容に關する参考人としての任意出頭を求めることは、私はきわめて政略的な黨利黨略を行つたというにおい多分に感ずるのであります。私は、こうしたことこそ、あなたは取消しなされたけれども、嚴正なるべき檢察權の發動を――であると考えておるところの、きわめて不謹慎の態度の表明であると考えて、この点については、われ／＼は、先ほどここで可決したところの議場内肅正に關する議案は、あなたは議員ではありませんが、けれども、この議場に出る以上、私は嚴に守らなければならぬ道徳であると考えておりますから、この際嚴に戒めてもらなければならぬと思ひるのであります。

われ／＼は、國會の本日までの審議狀況を通過いたしまして、政府閣僚の答弁態度、あるいは答弁内容の問題については、單に殖田法務總裁のみならず、吉田首相以下現内閣の關係は、すべて國會を無視し、この議場の神聖を汚すがごとき不謹慎な態度をとつてゐることに對し、この殖田法務總裁の不當不謹慎なる答弁態度に關連いたしまして、嚴重に議長においてこの問題に對する反省を強く要求せられんことを望むものであります。

○議長(松岡駒吉君) お聞き及びの通りでありますから、お含みを願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

た。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

た。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

た。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

た。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

た。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

た。

す。但し、ここに第二次の義務者といふたしまして、政黨の献金を自分自身で受取つたか、またはその政黨献金ありしことの報告を受けた政黨の代表者、すなわち總裁または委員長と称せられる人たちは、自分自身で受取つた瞬間、あるいはその報告を受けた瞬間におきまして、いわゆるその受取つた金額に對しまして届出をなすべき義務が発生するものなりと、本員は考えるのであります。

この政黨献金の届出義務者につきまして規定せられておりますところの勅令第一号の第五條の二項には、團體の主幹者といふものを届出義務者としておるのであります。この團體の主幹者といふものの中に、情を知れる政黨の代表者、すなわち總裁といふものが、どうしても含まれておるものと解釈するのであります。その理由は、この勅令第一号及び昭和二十二年十二月三十日に公布になりましたところの政令三百二十八号は、いずれもボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令から出ておりますところの、いわゆる占領軍の管理政策に基く管理法であることは、申すまでもないのであります。われ／＼國民は、十分にこの法令を実施しかつ履行するところの嚴肅なる義務があることは、申すまでもないのであります。

かようなところの重大なる法令でありますからには、いやしくも一黨の總裁が、その献金の情を知りながら、なお何らその履行について責任を負わぬという法理は、出て來ないのであります。この團體の主幹者という抽象的

あげてこの法令の性質から理解しなければならぬことは、法律のページでも研究した者の首肯するところでありまして、すなわち団体の主幹者の中には、政党の献金をみずから取扱いたるか、あるいはその報告を受けたる総裁が、必ずその届出をなすべき、あるいはさしずめ指揮するだけの責任を負うということに解釈せざれば、この法令を、はなはだつまらないところの一種の行政犯と解釈する結果に相なるのであります。さようなことは許されな

い状態なのであります。どうしても献金の事実を知れる総裁は、少くともその届出を指揮し、さしずめするだけの責任を有するものと解釈しなければならぬのであります。私は、そのような見解を持っておりますが、これに對して法務総裁はいかなる見解をお持ちであるか、お伺いしたいのであります。

これが第一点であります。

もし、この情を知れる政党の総裁が、何らその献金について責任がないという御解釈ならば、その根拠がどこにあるのであるか、もしさような解釈に相なりますならば、その政党に献金する者が直接その総裁に金を渡し、総裁が何人にも、すなわち書記長、幹事長というものの何ら知らせなかつた場合には、これを処罰することができないということになり、この献金を何人も届け出る義務者がいないという結果に陥りまして、これは法令の解釈上はなほ妥当な欠くことに相なるのであります。かような情を知れる政党の総裁が、なおかつ何ら責任がないという根拠がありますならば、お示し願いたいのであります。これが第二点であります。

第三点といたしましては、このいわゆる党政献金の届出義務者が何人なりやという点につきまして、もし法務総裁の見解と檢察当局の見解とが一致せざる場合におきましては、これをいかに調整せられるのであるか。この点につきまして、檢察廳法第十四條との關係におきまして、これはどういふふう

に相なるのであるかをお聞きしたいのであります。これが第三点であります。

第四点といたしましては、この勅令百一十号または政令三百二十八号は相当難解であり、明確を欠く法令になつておりました。いわゆる団体の主幹者というもののいたしむる明確を欠いておる点があるものであります。これに對しまして政府は改正の意思ありやいなやという点を、第四点としてお伺いいたします。

最後に、吉田総理大臣に對しますところの献金問題につきまして、事実關係につきましてお伺いをいたしたいと思ふのであります。吉田総理大臣の党政献金につきましては、一体法務総裁は、どの程度の御報告を受けているのであるか。星島二郎氏が不當財産委員

会におきまして証言しました百五十万円の献金、梅村から出た金はこの百五十万円にとどまらず、そのほかになお百五十万円の献金がありまして、(拍手)こ

れが星島氏から直接吉田総理に手交されておるという論をなす者がありまして、その証人は、本日檢察當局に出頭してゐるはずであります。かような事実につきまして、法務総裁はいかなる報告を受けておるのでありますか。それが事実であるとしたしますならば、そして私は事実である確信を持つておるのであります。さういふこととに相なりますと、これは相当重大な問題だと思ふのであります。百五十万円と百五十万と合せて二百五十万円が梅村清氏から出たものであります。そのうち百五十万円は星島二郎氏がつてに使用つて、あとの百五十万円は、そつくりそのまま自由党への献金といたしまして、吉田総理大臣に渡されておることとあります。かような事実があり

たいたしましては、法務総裁は、この勅令百一十号または政令三百二十八号を最も厳重に履行すべき重大なる法令と理解せられておるやいなや、その点についてお伺いをいたしたいのであります。

第五点といたしましては、法務総裁は、この勅令百一十号または政令三百二十八号を最も厳重に履行すべき重大なる法令と理解せられておるやいなや、その点についてお伺いをいたしたいのであります。(拍手)

〔國務大臣殖田俊吉君登壇〕
「酔つぱらばいさめたか」と呼ぶ者あり
○國務大臣(殖田俊吉君) 私は酒は飲みませんから酔つぱらばいせん。ついでに申し上げておきますが、私が先ほど取消しました言葉は、実は十分でありませんでした。私は、いかなる政党にも、いかなる人にも拘束されることなく、自由にやるといふことを申ししたつもりであつたのであります。それが十分でありませんでした。そのことを申し上げておきます。

ただいまの猪俣さんの御質問にお答えをいたします。

勅令百一十号には主幹者と書いてございませう。政令三百二十八号には、幹事長のほか、これに準ずる主幹者と書いてあります。この二つは同じ意味と解しておられます。すなわち、後者の幹事長その他云々は例示と解しておるのであります。やはり主幹者と考へておるものであります。その例示でわかりますように、ここに申します主幹者といふのは、いわゆる幹事長、書記長級の者をさすものであります。党首を助ける――党首のない場合には党首を助ける事務の責任者、こゝういふ意味に解しておられます。従つて、総裁、党首等團體の代表者を言ふものとは解しておりません。もつとも、小さな團體にありましては、代表者が事務責任者を兼ねておる場合もあるかも知れません。

以上のごときは、政治資金規正法第六條におきまして、代表者と主幹者とを書きわけるといふことに徴しまして明らかであると思ひます。もつとも、猪俣さんのお話がありました代表者が金を受取つた、そして幹事長に渡さないうこととがあらはれないかといふような場合が想像されるのであります。したが、今日は、つまり二十三年七月二十九日の政治資金規正法では、そういうことはあり得ないことになりました。しかしながら、その前の規定では、必ずしも猪俣さんの御心配のようなことがあり得ないとも限らないのであります。(それでどうする)と呼ぶ者あり

それで新しい法律ができて、それでちやんとつぱになつたのです。その次に、檢察當局と法務総裁との見解の相違があつたならばどうする

なおまた政治資金規正法の六條は、結社の届出の場合、政党の代表とか、あるいは指導者であるとか、あるいは会計責任者というものを届出するといふだけでありまして、政党献金の責任者としての見解を表明したもので断じてないのであります。さうなことで御答弁なさつては——私は今から二週間前、この点については十分研究してくれといふことを法務廳に申し込んである。のみならず、私のこの質問は、二、三日前にすでに予告せられておりまして、法務廳が来て、詳しくこの各項を聞いて行つておるのであります。しかるに、今かような貧弱なる御答弁を承るのでは、どうも満足できない。

なお吉田総理大臣は、本會議におきまして、これは政党献金であるから、私はそんなものは届け出なかつたといふように、御答弁になつておるのであります。これは政令三百二十八号または勅令百一号を、非常に軽い形式犯あるいは行政罰を取締るくらいに考へておる、いわゆる法令を蔑視して、嚴肅なる法令であるといふことを理解せざるから起つて来た答弁だと思ふのであります。はなはだ遺憾に存するのであります。かようなことであるから、百万円受取つても知らぬ顔していらつしやるのであらうと思ふのであります。(拍手)

今法務總裁の答弁によりまして、私のお聞きしたこの法令の重要さについては、一言もお触れにならなかつた。この團體の主幹者といふものを何人とするかという解釈は、この法令がいかに重要な法令であるかといふこと

のその解釈から出て来るのでありまして、重要な法律なりと解釈したならば、必ず團體の代表者がその一般の責任を負ふといふ結論に到達するのでありまして、この法令の蔑視から、かような答弁に相なると思ふのであります。しかし、檢察の行動を自由奔放の御答弁をなさるるようには、まつた法律にしろつとでいらつしやる法務總裁でありますから、私はこれ以上質問しないのであります。檢察くらゐ、いわゆる法令のわくにはまつていゝ、自由奔放と反對の行動をしなればならぬものではないのであります。基本的人権のために当然のことであります。にもかかわらず、檢察が自由奔放に活動するやうな印象をこの國會に與えられた法務總裁は、はなはだ私は遺憾に存するのであります。(拍手)

○國務大臣(窪田俊吉君) 猪俣さんにお答をいたします。

猪俣さんのおつしやる通りであります。数日前に質問の御要旨を承りまして、慎重に研究いたしました結果、私はただいまのような答弁を申し上げたのであります。法令が重要であればこそ、かような答弁を申し上げたのであります。(拍手)

農地改革に関する緊急質問(八百板正君)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急質問を提出いたします。すなわちこの際、八百板正君提出、農地改革に関する緊急質問を許可せられんことを望みます。○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。農地改革に関する緊急質問を許可いたします。八百板正君。

(八百板正君登壇)

○八百板正君 私は、農地改革に関する二、三の点を尋ねたいといふ存する者であります。

農地制度の改革は、終戦後日本民主化のためにとられた最大の政策であつたことは、今さらこれを論究する必要はないのであります。これは單に戦後の日本の最大の変革であつただけでなく、日本の歴史の上から見ても、大化の改新以來最大の経済的変革と申すことができるのであります。また、これは日本を戦争に導いた経済的基盤を破壊し、日本經濟の民主化をはかるといふ意味においては、財閥の解体とも一対をなすところの二大政策であつたはずであります。従つて、この難事業は容易のことをもつて達成することはできないのであります。われわれは、絶えずこの進行を検討し、この意義を再認識することを忘れてはならないのであります。(拍手)

今や農地制度の改革は、着手以來実に二年、ようやくして實質的な仕上げの段階に進み來つたと申すべきであるのであります。ところが、この最も重大な締めくくりの段階にあたつて、意外にもこれを逆にもどし、農村民主化のこの農地改革をもどりさせるのではないかといふ、重大懸念が生ずるに至つたのであります。吉田内閣が、第一次内閣以來その果

して來た役割と、民自黨の保守的性格にかんがみ、封建的地主擁護の立場に立つことは、すでにして輿論の一致するところでありまして、はたせるかな、去月五日の閣議において、農地改革を打ち切り、あまつさへ、再び地主制度の復活に導くがとき内容の農地調整法改正の要綱を決定したと報ぜられたのであります。これは有力なる反對にあつて、遂に日の目を見ずに立消えになつたと聞くのであります。このことの與えた全國にわたる影響は、断じて消えてはならないのであります。農地改革はこの辺でうやむやにしてもよいとの印象を與え、農地改革関係者の熱意をさまし、さらにはまた反動勢力に力をかす結果を招くとすれば、これはきわめてゆゆしき重大事と申さなければならぬのであります。事実このことのために、全國各地においては、不正地主が、この分ならば、おしまひまでごまかし通せると考へ、反動勢力と結んで農地改革の阻害行為に出ているといふことは、われわれも今日、これを現実に見るのであります。日本の民主化は永久のものであります。農村の民主化は永久のものである。農地改革は断じて中断せられるものであつてはならないと思ふのであります。政府は、いやいやながらこれをやろうとするのである。この改革は、公正と徹底を期するたにも、とりあえず一箇年は延長すべきものであると、われわれは考へるのである。

農地改革は農民解放のためのものであり、従つて農民解放は、農業を近代産業の水準に引上げ、これを合理化することなくして、なし遂げることはできないのであります。政府は第三次の農地改革をやらないうならば、せめて第二次の農地改革を徹底し、農地の交換分合くらいは即時強力に行へる用意があつてしかるべきものと思ふのであります。

農業協同組合は、今のところ残念ながら、旧農業会の看板の塗りかえにすぎない実情であります。農地改革によつて受けた農民の利益を守るためにも、また昨二十一日発表されましたところのマツカーサー元帥の指令の農民組織に関する十六原則にも示されたところの政府の積極的援助の義務からも、農業協同組合対策が、あるいは農地部に、あるいは経済部に、地方において分散不統一、しかも弱力をもつて行われるやうであつては、断じて農民解放の実をあげることはできないのであります。また、農民組合は農民解放運動の主軸をなすものであります。が、ややもすれば、最近政府はこれをしやまの扱ひにし、農地改革関係機関への組合代表参加を除外し、あるいはこれを減らす傾向を見るのであります。農民組合の奨励を内容とするところの十六原則にも背反するといわなければならぬのであります。農林大臣は、この十六原則の発表の機会をとらえまして、その所信と態度を表明すべきものであると私は考へます。

次に、農地改革の裏づけとなるところの予算的処置につきまして、大蔵大臣にお尋ねしたいのであります。六千三百円ベースによるところの公務員給与改善は、全國の農地委員会書記にも適用し、その生活を保障して農地改革の推進をはかる用意がなされた

思うのでありますが、全部で四億一千万円くらいの追加予算で、一体この大事業がはたしてやれると考へておられるのかどうか。去月十八日、政府は、全國農地委員が合同協議しまして、委員手当等につきまして予算上の追加計上を要請いたしましたのに対しまして、吉田総理大臣の名前をもつて、文書によつて、すなわち財政の許し得る限度において希望に沿うよう検討中であることを回答いたしましたのであります。この総理大臣の言明は、はたして國家財政の限度において、どれだけ数字を計上したか。地方財政の支出は、今日財政法により不可能である。農地改革をほんとうにやる氣があるならば、一体これを財政的にどうする考へであるのか。大蔵大臣にこれを明らかにしてもらいたいと思ふのであります。

なおこの機会に、最後に法務總裁にお尋ねいたしておきたいと存するのであります。日本農村の根強い封建性を抜くための改革というものは、尋常一様の力をもつて達成することはできないのであります。従つて農地改革は、この困難の途上にあり、あるいは地主勢力の組織的妨害があり、この中で推し進めるためには、農地調整法違反行為に対しては嚴罰をもつて臨まなければならぬのであります。しかるに、農地調整法第十七條は、たとえば知事、農地委員の承認なくして土地の取上げをした者に対しては二年以下の懲役、一万円以上の罰金を定めたのでありますけれども、はたしてこの処罰はどれだけ勵行せられたのであるか。

日本農民組合は、福島縣、富山縣、新潟縣その他の各地において、從來これらの違反行為数百件を摘発したのであります。けれども檢察當局は、みづから発動するどころか、告発されても動かないという状態であります。いまだ單獨事犯として処罰された話を私は聞かないのであります。しかし、現実にこの違反は、全國の村々、どの村に行つても、十数件、数十件、多きは数百件を数えることができるのであります。一体法務廳には、農地調整法違反に対してどんな統計数字がで上つておるのであるか、これを明示せられたらと思ふのであります。そうして、眞に農地改革に熱意を有せられるならば、特に誤解を受けがちな民自党内閣の法務總裁は、この一段と罰則の勵行を指令すべきであると考えるのであります。農地改革に対して協力の態度の最も欠けておるものは裁判所であり、檢察廳である、というふうになつておつたのであります。法務總裁は、この檢察廳をあらためてここに督勵し、法の勵行を指示する意思がありやいなや。これをこの機会において明確にされんことを希望するものであります。

〔國務大臣周東英雄君登壇〕
○國務大臣(周東英雄君) 八百板君にお答えをいたします。
現内閣が農地改革を打切るやうなわけがあるが、それが非常に悪い影響を與えているというやうな御質問がありましたが、内閣成立後、内閣が農地改革を打切るやうなことを言つたことはございません。第二次農地改革は徹底してこれを行うやうなことを申し上げ

ておるわけでありまして。ただ、いわゆる第三次農地改革、一町未満の地主の土地を解放するという問題につきましては、これはやらぬやうなことを申し上げておるわけでありまして、よろしく御了承をお願いしたいと思います。

それから、御指摘の農地改革を行つても、これに対してあるいは農業の近代化の勵行、あるいは協同組合による經營の合理化等がなければ農地解放は効果を結ばぬという御意見は、そのまゝ賛成であります。この点につきましては、たび／＼この席からお話を申し上げておるやうに、近代化に對しましては、大きく科学技術を農業に投入し、あるいは土地の交換分合等は土地政策として十分に考へ、かつ土地の總合利用計画を立てる等の方法をもつて、土地生産力の増進、適地適作等を考へて行きたいやうなことを考へております。

なお、協同組合を活用して、經濟面、生産面、流通經濟面において、農家經營の合理化、經營の安定化に資したいやうなことに對しては、われ／＼も同感であります。

以上、お答えを申し上げます。
〔國務大臣堀田俊吉君登壇〕
○國務大臣(堀田俊吉君) 農地改革の完遂のためには、農地調整法の適正な運用が絶対的の要請であります。その違反に對しましては、初めから重大な関心を持つて臨んでおりまして、惡質な違反者に対しては断固檢察處罰する方針をとつておるのであります。処罰した例があるかというお話であります。今年一月から十月までの農地調整法違反事件の人員を調べており

ますのによりまして、受理の人員總数が四千二十四人、そのうち処理を終りました者が二千八百九十二人、未処理人員が千三百三十二人となつております。今後といへども十分嚴重に処罰をして行きたいつもりであります。

〔政府委員塚田十一郎君登壇〕
○政府委員(塚田十一郎君) お答えいたします。農地改革に關係しましては、今度の追加予算に計上いたしました経費は、御指摘の通り四億一千八百万円だけあります。そのために、農地委員會の委員手当なども遂に計上できなかつたのであります。このやうな結果になりましたのは、政府が農地改革に對して熱意を持たなかつたといふことでは決してないのであります。御承知のやうに、今度の予算が非常にきつ／＼なものであつて、緊急なことにやむを得ないものうちに、さらにまた緊急のもののみを計上いたしました結果、こゝういふやうな結果になつたといふことを、御了解願ひたいと存するのであります。

農産物價格に関する緊急質問(矢後嘉藏君提出)
○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、矢後嘉藏君提出、農産物價格に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

農産物價格に関する緊急質問を許可いたします。矢後嘉藏君。
〔總理大臣を出せと稱する者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 總理大臣は參議院の本會議に出席中でありまして、

〔矢後嘉藏君登壇〕
○矢後嘉藏君 私は、日本社會黨を代表いたしましたして、政府に、現下日本の食糧問題を解決せんとする高度の観点に立ちまして、インフレ處理の一環として、日本農業再建の基本的な農産物價格適正化に関する問題等を強調いたしまして、そして農民生活の安定とその地位の向上のための諸問題をお伺ひしたいのであります。

第一点といたしましては、農産物價格を再生産費を見積つた、生産費を償ふところの、合理的な價格に改訂する意思がありやいなやという点でございます。この問題は、本議場においてしばしば論ぜられておるのでございしますが、私の言わんとするところは、終戦直後、ある程度のインフレーションの進行によりまして多少ゆとりを得ました日本農民も、昨年あたりから、もはや貯蓄も使ははたし、今年春は肥料、農機具購入資金にも著しく悩んだことは、あのスタンパ形の出現を見ただけであります。この農家經營の困難、そして農民の貧窮化というところは、根本的に申しますならば、わが日本特有とも言うべき零細農業に起因するものであります。しかしながら、また一面、低米價、低賃金という、日本再建をなさんとするところの資本主義的な物價經濟政策によつて、より急速に窮乏化に迫り込まれておると信ずるのであります。

せる論争して御承知のようになり、さる十八日付アメリカ政府よりマツカーサー同令官に對しまするあの經濟安定九原則によりまして、この民主自由党の公約されて参りました米の自由販賣は、考へて飛んでしまつたであらうと私は考へるのであります。先ほど周東農林大臣は、この九原則の質問に對しまして、新事態に即應してやる、こういふことを仰せられておるのであります。が、この際でできるものならばやる、できないものならやれない、少くとも昭和二十三年度産米に對してはどうするかのであるかということを、明確にこの議場を通じて國民に声明する必要がある。そうしないならば、超過供出はなかく困難である。農林大臣は、主明大臣といつた責任がある、私は考へるのでございます。

以上によりまして私の質問を終る次第であります。(拍手)

〔國務大臣周東英雄君登壇〕

○國務大臣(周東英雄君) お答えをいたします。

農産物價を、生産費を償ふ、再生費

從前に比しまして、きわめて嚴格に制限されましたことは、御承知の通りであります。これらの違反行為に對しましては、選挙運動等臨時特例法の精神にのっとりまして、嚴正公平を旨としたしまして、假借することなく取締るつもりであります。もつとも選挙運動の初期におきましては、法の不知または誤解に基づく違反行為がないと限りません。多分相当に多かろうと存じます。そこで、法の周知徹底ということに邁進いたしまして、万端漏れなきを期したいと思つております。事犯の性質によりまして、むろん寛嚴よろしきを得るのでありますが、とにかく政界浄化ということを第一の目的といたしまして選挙取締に當りたいと考えております。

○本藤恒松君 この席から……

○議長(松岡駒吉君) 再質問はひとつ御遠慮を願います。

○本藤恒松君 總理大臣の御答弁は後刻承りたく存じます。それから、ただいま法務總裁の答弁がありました。いかにも口では正しくやうと言つても、その時期と方法を選擇しなければ、現在の段階においておやりになるというところは、断じて公平に真正選挙はできませんから、その点をはつきりなお承りたいのであります。○議長(松岡駒吉君) 御答弁あります。か。法務總裁は答弁ないやうであります。

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち……

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○議長(松岡駒吉君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち……

○川合彰武君(續) 御承知の通り、米國の國務省並びに陸軍省は日本政府に對して九原則なる勧告を與へ、これに呼應いたしましてマツカーサー元帥は、わが國の總理大臣であるところの吉田茂氏に對しまして、これまたよろしくな勧告を與えております。この勧告の要點は、申すまでもなく、日本の輸出産業を振興せんがために、早く單一爲替レートを設定するように日本の國内において諸般の經濟的施設をせねばならないということに歸するものであります。

○川合彰武君(續) 御承知の通り、米國の國務省並びに陸軍省は日本政府に對して九原則なる勧告を與へ、これに呼應いたしましてマツカーサー元帥は、わが國の總理大臣であるところの吉田茂氏に對しまして、これまたよろしくな勧告を與えております。この勧告の要點は、申すまでもなく、日本の輸出産業を振興せんがために、早く單一爲替レートを設定するように日本の國内において諸般の經濟的施設をせねばならないということに歸するものであります。

存じのない方もあるかもしれせんが、國內物價の反映であつて、これを外國の援助によつて設定するといふことは、その國としてはきわめて恥辱とすべき事項であります。それが、日本の國內の力をもつてできなければ、今日アメリカの援助を借りなければ爲替レートの設定がでないといふことは、この点にあるのであります。(拍手)すなわち理論的にいへば、爲替レートというものは國內物價の反映であるといふ、われわれは理論的な基礎を持つ限りにおいて、そういうような際に爲替レートの設定を半ば命令的に勧告されたといふことは、ときの政府が國內のインフレーション収束に對して何らの力がない、無力であるといふことを、外國が証明していることにほかならぬと思つてあります。(拍手)

○川合彰武君(續) 特には、先ほどから農村の問題を言つておられるのであります。まじめにお聞き願いたいのは、現在の食料品の輸入價格といふものは百三十五円のレートを參つておりますが、かりにこれが……私は、購買力の低下その他諸般の狀況から考へまして、日本の爲替レートといふものは、四百円ないし四百五十円の範圍において設定せられることが、現在の段階においては望ましいと思へるのであります。食料品は現在百三十五円のレートのなつてゐる。しかし、かりに四百五十円になつた場合には、日本の國內におけるところの食料品といふものは急激に暴騰せねばならぬといふ結論になるのであります。もし海外から輸入されるところの食料品が現在の價格の三倍になつた場合に、國內の食料品の價格といふものは、どういふ点において調整するか、いふやうな点において、あらかじめ準備するところがあるならば、思ふのであります。今まで私がお聞きした範圍においては、現在の關係に對しては、こゝういふやうな問題に對して何らの考慮をすることなく、いたずらに党利党略のみ考へておるといふのが、現在の吉田内閣の關係の頭の中にあるすべてであるといふことを、私は特に申し上げたいのであります。

○議長(松岡駒吉君) 川合君、時間を超過いたしましたから結論を急いでください。

○川合彰武君(續) 御承知の通り、米國の國務省並びに陸軍省は日本政府に對して九原則なる勧告を與へ、これに呼應いたしましてマツカーサー元帥は、わが國の總理大臣であるところの吉田茂氏に對しまして、これまたよろしくな勧告を與えております。この勧告の要點は、申すまでもなく、日本の輸出産業を振興せんがために、早く單一爲替レートを設定するように日本の國内において諸般の經濟的施設をせねばならないということに歸するものであります。

○川合彰武君(續) 御承知の通り、米國の國務省並びに陸軍省は日本政府に對して九原則なる勧告を與へ、これに呼應いたしましてマツカーサー元帥は、わが國の總理大臣であるところの吉田茂氏に對しまして、これまたよろしくな勧告を與えております。この勧告の要點は、申すまでもなく、日本の輸出産業を振興せんがために、早く單一爲替レートを設定するように日本の國内において諸般の經濟的施設をせねばならないということに歸するものであります。

○川合彰武君(續) 御承知の通り、米國の國務省並びに陸軍省は日本政府に對して九原則なる勧告を與へ、これに呼應いたしましてマツカーサー元帥は、わが國の總理大臣であるところの吉田茂氏に對しまして、これまたよろしくな勧告を與えております。この勧告の要點は、申すまでもなく、日本の輸出産業を振興せんがために、早く單一爲替レートを設定するように日本の國内において諸般の經濟的施設をせねばならないということに歸するものであります。

○川合彰武君(續) 御承知の通り、米國の國務省並びに陸軍省は日本政府に對して九原則なる勧告を與へ、これに呼應いたしましてマツカーサー元帥は、わが國の總理大臣であるところの吉田茂氏に對しまして、これまたよろしくな勧告を與えております。この勧告の要點は、申すまでもなく、日本の輸出産業を振興せんがために、早く單一爲替レートを設定するように日本の國内において諸般の經濟的施設をせねばならないということに歸するものであります。

○川合彰武君(續) 御承知の通り、米國の國務省並びに陸軍省は日本政府に對して九原則なる勧告を與へ、これに呼應いたしましてマツカーサー元帥は、わが國の總理大臣であるところの吉田茂氏に對しまして、これまたよろしくな勧告を與えております。この勧告の要點は、申すまでもなく、日本の輸出産業を振興せんがために、早く單一爲替レートを設定するように日本の國内において諸般の經濟的施設をせねばならないということに歸するものであります。

○川合彰武君(續) 御承知の通り、米國の國務省並びに陸軍省は日本政府に對して九原則なる勧告を與へ、これに呼應いたしましてマツカーサー元帥は、わが國の總理大臣であるところの吉田茂氏に對しまして、これまたよろしくな勧告を與えております。この勧告の要點は、申すまでもなく、日本の輸出産業を振興せんがために、早く單一爲替レートを設定するように日本の國内において諸般の經濟的施設をせねばならないということに歸するものであります。

○川合彰武君(續) 御承知の通り、米國の國務省並びに陸軍省は日本政府に對して九原則なる勧告を與へ、これに呼應いたしましてマツカーサー元帥は、わが國の總理大臣であるところの吉田茂氏に對しまして、これまたよろしくな勧告を與えております。この勧告の要點は、申すまでもなく、日本の輸出産業を振興せんがために、早く單一爲替レートを設定するように日本の國内において諸般の經濟的施設をせねばならないということに歸するものであります。

○川合彰武君(續) 御承知の通り、米國の國務省並びに陸軍省は日本政府に對して九原則なる勧告を與へ、これに呼應いたしましてマツカーサー元帥は、わが國の總理大臣であるところの吉田茂氏に對しまして、これまたよろしくな勧告を與えております。この勧告の要點は、申すまでもなく、日本の輸出産業を振興せんがために、早く單一爲替レートを設定するように日本の國内において諸般の經濟的施設をせねばならないということに歸するものであります。

な管理委員会を組織して、ポンドの安定のためにいろいろなことをはかつたのであります。私は、そういうようなことを思う場合、あるいはインドのルビーのために、ことに昨年死んだところのケインズ卿がわざ／＼派遣されて、深い思いをなしてルビーの安定のためをはかつたというのを思う場合において……

○議長(松岡駒吉君) 川合君、時間を超過いたしました。

○川合彰武君(続) 私は、日本においても、爲替レートの設定というこの重大な問題に關連して、ちやうど英國の管理委員会のような委員会を組織する用意があるかどうかということを、吉田総理から承りたい。(総理大臣はいないよ)と呼ぶ者あり)吉田総理がない場合においては、適當な機会において、ぜひともわれ／＼は答弁を得たい。同時に、全國民がまたこれに対するところの答弁を要求しておると私は思うのであります。

それと同時に私は、單一爲替のレートというものは、單に外國から希望されたものを日本政府が受動的に受け入れるのではなくて、日本みづからが、適當な時期において適當なレートを設定すべきであると思うが、一体現在の内閣は——單一爲替レートは四百円か四百五十円の間を私は思うが、これに對して、現在の吉田内閣は、どの程度のレートを適當と思うかどうか、これが第二点。

第三点としては、國民に對して……
○議長(松岡駒吉君) 川合君、ほんとうに時間が経過いたしました。申合せがありますから……

○川合彰武君(續) 爲替レート決定の時期をいつごろとするということを、この機会に明らかにすることが望ましいと思われるが、吉田内閣は、爲替レート決定の時期をいつごろにしようとする方針であるか、これまたこの機会に明示願いたいと思うのであります。他の点については、いづれ総選挙後、この壇上において質問する機会があるうかと思ひます。

以上三点について答弁を煩わしたいと思うのであります。(拍手)

(國務大臣周東英雄君登壇)

○國務大臣(周東英雄君) お答えをします。

川合彰武君は非常な勉強家でありますから、よく事情を御存じと思ひます。あなたはこのたび発表された經濟九原則に對して、これは爲替單一レートの設定を促進するために命令された、これは内閣の非常に不名誉だとおつしやいましたが、私が考えるに、七月に十原則が示唆されたときに、すでにこの準備を命令されたと思ひます。それがいろいろな關係で前内閣時代も実行ができなかつたことに基因することと私は考えます。その点は、よくお考え願ひたいと思ひます。それに對して、民自黨の内閣に對していろいろお話がありました。これに對しましては、すべてお返しをいたします。民自黨は、すでに七月に十原則が出た當時、これに對処するために、七月十九日に、爲替單一レート設定を目途とする總合施策をしなければすべての經濟の安定はできないという立場において、物價、賃金、企業合理化、その他に對する總合施策を発表いたしました。おり

ます。今後われ／＼は、これを着実に実行して行くつもりでありますから、御安心をお願いしたいと思います。

しかして、單一爲替レートの設定の時期はということですが、ただいま十分慎重研究の上この時期は考えたいと思ひます。

○議長(松岡駒吉君) 明二十三日は定刻より本會議を開きます。本日はこれにて散會いたします。

午後十一時三十三分散會

出席國務大臣

外務大臣	吉田 茂君
内閣總理大臣	吉田 茂君
國務大臣	植田 俊吉君
文部大臣	下條 康賢君
厚生大臣	林 讓治君
經濟安定本部 總務長官臨時 代理農林大臣	周東 英雄君
大藏大臣臨時 代理商工大臣	大屋 晋三君
運輸大臣	小澤 重喜君
通信大臣	降旗 德弥君
労働大臣	増田 甲子七君
建設大臣	益谷 秀次君
國務大臣	井上 知治君
國務大臣	岩本 信行君
國務大臣	工藤 鐵男君
國務大臣	森 幸太郎君
出席政府委員	
内閣官房長官	佐藤 榮作君
内閣官房次長	橋本 龍伍君
法務政務次官	鍛冶 良作君
檢察長官	木内 曾益君
法制長官	佐藤 達夫君
法務行政長官	佐藤 藤佐君
大藏政務次官	塚田 十一郎君

專賣局長官 原田 富二君

(朗讀を省略した報告)

一、昨二十一日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

政府職員の新給與實施に關する法律の一部を改正する法律

一、昨二十一日參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

政府職員の新給與實施に關する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十一日參議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

政府職員の新給與實施に關する法律の一部を改正する法律案